

**南山大学大学院法務研究科（法科大学院）の設置の
趣旨および特に設置を必要とする理由を記載した書類**

目 次

1. 設置の趣旨・目的	1
(1) 設置の趣旨	1
(2) 設置の目的	1
2. 特に設置を必要とする理由	2
3. 教育課程の構成と特色	2
(1) 法務研究科の教育の内容	2
(2) 教育課程の構成	3
(3) 学位	7
4. 履修指導の方法	7
(1) 標準修業年限	7
(2) 修了要件	7
(3) 既修得単位の認定方法	8
(4) 履修科目の上限	8
(5) 履修指導の方法とその体制	9
(6) 成績評価の考え方	10
(7) 進級要件	11
5. 教員の資質向上の方策	12
(1) 法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会の設置	12
(2) FD委員会により研修プログラム	12
(3) 法務研究科設置に至る過程での教員資質向上のためのプログラム	13
6. 法学部教育との関係	14
7. 入学者選抜の概要	15
(1) 入学者選抜の基本的考え方（アドミッション・ポリシー）	15
(2) 入学者の選抜方法	15
(3) 社会人、非法学部出身者の受け入れのための具体敵方策	16
8. 自己点検・評価	17
9. 情報提供	17
10. 各施設・学生自習室の考え方	17
11. 管理運営の考え方	19
(1) 法務研究科の管理運営組織	19
(2) 法務研究科委員会と各種委員会	19
(3) 法務研究科専任教員と各種委員会の関係	20
(4) 法務研究科の事務体制	20

1. 設置の趣旨・目的

(1) 設置の趣旨

近年、わが国の社会の大きな変動に伴い、司法の果たす役割は一層その重要度を増し、その担い手としての法曹の役割も質・量ともに、今後ますます飛躍的に増大することが見込まれる。このような現状に鑑み、政府は、1999年7月、司法制度改革審議会を設置し、21世紀のわが国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹のあり方とその機能の充実強化等、司法改革とその基盤整備に関し必要な施策について検討を行った。2001年6月には意見書を発表し、「制度的基盤の整備」、「国民的基盤の強化」、「人的基盤の充実」を改革の柱とした司法制度改革を打ち出し、この中で、これまでの「点」（司法試験）を中核とした法曹養成ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備し、その中核をなすものとして法科大学院を設けるべきことを謳っている。この法科大学院のあり方について、これまで文部科学省の審議会において鋭意検討され、2002年8月には中央教育審議会答申「法科大学院の設置基準等について」が、さらに、2003年3月には法科大学院の設置基準が提示された。

南山大学は、このような司法改革に向けた政府の取組みとその社会的意義の重要性に鑑みて、学部の4年間の基礎的な法学教育と司法研修所における実務教育との架け橋になるべき高度専門教育機関として、21世紀のわが国社会において司法に期待される役割を十全に果たすための人的基盤の確立に寄与することを目的とする3年制の南山大学法科大学院（南山大学大学院法務研究科、定員50名）を設置する。

(2) 設置の目的

前掲意見書では、社会の要請に応える法曹は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野や語学力等が求められる」と方向付けている。本学が法科大学院を設置するのは、一つは、このような資質と能力を備えた法曹養成の一端を担うため、いま一つはキリスト教精神に基づく本学の教育理念である「人間の尊厳のために」をこの法曹養成という領域において実践するためであり、したがって、南山大学大学院法務研究科は、その基本理念として、「人間の尊厳を基本とした倫理感を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成」を掲げ、司法改革に対応する高等教育機関としての社会的要請に応えようとするものである。

21世紀を迎えて今後の法曹に寄せられる期待、法曹が担うべき使命からすれば、今日ほど「人間の尊厳」という理念が法曹養成・法曹教育の場にも要請される時代はないと考える。すなわち、新しい世紀にあつては、社会のあらゆる場面において人間性の回復と人間を中心に置いた思考が重要であり、法曹はこうした社会の基本構造を支える者として、また司法型国家の中核として、とくに人間の尊厳に対する深い理解が求められているからである。

2. 特に設置を必要とする理由

南山大学法学部は、従来から学生の多様なニーズに応じて、法曹だけではなく、司法書士、税理士等の法律関係専門職、公務員、企業等において活躍する多様な人材の養成に努めてきた。とくに中部圏を中心に、地域社会が南山大学に求める、地域発展の中核として各方面で活躍できる人材養成のニーズに応じて、少人数であるが、質の高い人材を輩出してきた。また南山大学大学院法学研究科においては、90年代半ばに、その教育目的を法曹をはじめとする専門的職業人、公務員等の養成に重点を移して以降、法曹などの法律専門職受験希望者を広く受け入れてきた。

こうした中で、法曹に関しては、従来数年に1名程度の司法試験合格者を出すにとどまっていた状況から、1999年度に2名、2000年度に4名、2001年度に4名、2002年度に1名の最終合格者を得たことが示すように着実な成果をあげつつあり、今後もこのような発展を期待できる状況である。

これまでの南山大学法学部および大学院法学研究科の教育は、学生側の多様なニーズ、地域社会の多様なニーズへの対応もあり、必ずしも法曹養成に直結したものではなかった。しかし、国民生活の様々な場面における法曹へのニーズは、今後、量的に増大するとともに、質的にもますます多様化、高度化することが予想される。このような今日における法曹養成に対する社会的要請の飛躍的な拡大にともない、その人材養成の一翼を担うことは、本学の重要な使命であると考え。先に述べた南山大学の教育理念の下で法曹を目指そうとする人材を受け入れ、鍛え育て、社会に送り出していくための新たな教育システムを構築しなければならない。

今後の法曹には、以前にも増して、法と人間についての深い洞察力、問題発見能力と解決能力、新たな社会問題に対する構想力などの能力が要求される。これらの能力を養いつつ、同時に、高度な法律専門知識を修得させるためには、大学院において時間をかけた教育、いわゆるプロセスとしての法曹養成が行われる必要があり、大学院は基礎的な法学教育と実務教育とを架橋する新たな役割を担わなければならない。そのためには、現在の法学研究科を発展させ、新たな大学院法務研究科を設置することが不可欠である。

3. 教育課程の構成と特色

(1) 法務研究科の教育の内容

南山大学大学院法務研究科は、「人間の尊厳を基本とした倫理感を身に付け、社会に貢献できる法曹の養成」をその目的として掲げ、高等教育機関としての社会的要請に応えようとするものであり、以下の2点をその教育内容上の特色とする。（資料1：カリキュラムおよび教育内容の特長、資料2：知のネットワークの構築）

① 「人間の尊厳の尊重につながる教育」

新しい世紀の法曹に要請される人間の尊厳に対する深い理解を涵養し、人間性に富んだ法曹を養成することを目的とする本学にあつては、一般に基礎法・隣接科目群と呼ばれる科目群に代えて「人間の尊厳」科目群を設置し、法と人間の尊厳に関わり、宗教、科学、人権論から成る「法と人間の尊厳（総論）」のほか、それぞれ法と人間の尊厳を比較法制の視点、歴史の視点、政治の視点、哲学の視点から捉える科目を配置し、多様な見方を涵養することを目指す。加えて、社会においてより弱い立場の者への配慮を重視する科目群（展開・先端科目群中の『社会・人権領域』における「家庭・少年問題と法」、「医療と法」、「社会保障と法」など）を配置し、社会意識の高い、人権感覚に溢れる法曹を育成する。

② 「基本科目を中心としつつ、実務応用能力・実務感覚を養う教育」

法科大学院教育においては、高度な法律的知識の修得、問題発見能力・分析能力、新たな問題に対する構想力の育成が必要であるが、これらは基礎的な実力を土台としてはじめて可能であり、基礎的な能力をじっくりと修得させるため、基礎的な科目を中心に、地に足のついた教育を展開する。その一方で、従来の司法修習の中で行われていた要件事実論の基礎、事実認定の基礎を教育内容として取り入れた実務基礎科目はもとより、法律基本科目においても、実務との架橋を強く意識した教育を提供すべく、履修・学習の進捗に伴い各法分野の統合的横断的要素を重視した内容の科目を配置するほか、展開・先端科目にも実務家担当による科目を数多く配置して、法曹として備えるべき資質・能力を育成するとともに、法理論教育と共に実務教育の導入部分をも合わせて実施する。

③ 展開・先端科目における『社会・人権領域』と『企業法務領域』

これらの「人間の尊厳の尊重につながる教育」および「基本科目を中心としつつ、実務応用能力・実務感覚を養う教育」は、本法務研究科全体を貫く教育上の特色であるが、さらにそれをより内実化するために、展開・先端科目群において、すでに触れた『社会・人権領域』のほか『企業法務領域』という領域を設け、それぞれ関連の科目を配置している。前者については、社会正義の実現、人権の保護という観点からの法曹に必須の能力の修得を、また、後者については、企業を中心とする事業活動の場面で法曹に不可欠な能力の修得を目指している。

(2) 教育課程の構成

法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有していない者に3年間の教育を行う「標準修業コース」（修業年限3年）と法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者であると認められた者に2年間の教育を行う「法学既修者コース」（修業年限2年）の2つのコースを設ける。

「標準修業コース」では、法律基本科目をコア科目として、先端的な分野科目、現代的な分野科目、実務関連科目などをカバーする多様なカリキュラム編成となっている。また、「法

学既修者コース」では、標準修業コースのコア科目について発展的ないし応用的な教育を重視したプログラムとなる。（資料 3：カリキュラム表）

法務研究科のカリキュラムは、法律基本科目、実務基礎科目、人間の尊厳科目、展開・先端科目の各科目群によって構成し、課程修了に必要な単位数は、法律基本科目 60 単位、実務基礎科目 10 単位、人間の尊厳科目 4 単位、展開・先端科目 24 単位の合計 98 単位とする。なお、法学既修者については、法律基本科目 30 単位、実務基礎科目 10 単位、人間の尊厳科目 4 単位、展開・先端科目 24 単位の合計 68 単位とする。（資料 4：履修モデル）

<履修方法および修了に必要な単位数>

	標準修業コース	法学既修者コース
法律基本科目群	60 単位 公法系 12 単位 民事系 34 単位 刑事系 14 単位	30 単位 各系の演習科目 18 単位を含め、別に定める 30 単位
実務基礎科目群	10 単位	10 単位
人間の尊厳科目群（基礎法学・隣接科目）	4 単位 ただし、「法と人間の尊厳（総論）」は必修	4 単位 ただし、「法と人間の尊厳（総論）」は必修
展開・先端科目群	24 単位	24 単位
修了に必要な単位数	98 単位	68 単位

1) 法律基本科目

基本的な法分野についての体系的な学識の習得、およびその学識の深化、法的思考力・分析能力の向上のために法律基本科目を設ける。

具体的には、憲法、行政法からなる公法系を 6 科目、12 単位（うち演習は 2 科目、4 単位）、民法、商法および民事訴訟法からなる民事系を 12 科目、34 単位（うち演習は 4 科目、10 単位）、刑法、刑事訴訟法からなる刑事系を 6 科目、14 単位（うち演習は 2 科目、4 単位）で構成し、これらを 1・2 年次に配当して、すべて必修とする。

これらの科目は、基本的な法律について体系的な知識の習得を目指すものであり、また、すべての応用能力の基盤としての重要性から、伝統的ないわゆる六法科目と行政法を対象とし、基礎的なもの（既修者につき履修が免除されるもの）と基幹的なもの（演習を中心とする）を配置しているが、民事法について科目横断的という意味でより実務的な色彩をもつ科目として、実務家教員担当の「民事法総合研究」「民事法演習」を配置している。

2) 実務基礎科目

法曹としての責任感、倫理感の涵養のため、あるいは、法曹としての専門的技能の教育の

ため、実務基礎科目を設ける。具体的には、「法情報調査」、「法曹倫理」、「民事実務総合研究」、「民事実務演習」、「刑事実務総合研究」、「刑事実務演習」、「紛争解決(ロイヤリング)」、「法務エクスターンシップ」、「模擬裁判」の9科目とし、「法情報調査」を除いて、実務家が担当する。また、「民事実務総合研究」は裁判所からの派遣教員、「刑事実務総合研究」は法務・検察からの派遣教員を予定している。「法情報調査」、「紛争解決(ロイヤリング)」、「法務エクスターンシップ」、「模擬裁判」を除く5科目は、それぞれ必修とする。

本学のカリキュラムの実務基礎科目における特色として、民事については、法律基本科目群で得られた知識を前提としつつ、「民事実務総合研究」において、要件事実と事実認定の基礎に関し裁判官教員による教育を受けるとともに、弁護士教員担当の「民事実務演習」において少人数の演習形式でより理解を深める、という積み上げ方式を採用し、民法、商法と民事訴訟法、理論と実務との架橋を可能ならしめるような履修を目指している。他方、刑事については、「刑事実務総合研究」において、法律基本科目における知識を前提としつつ、法務・検察の視点・立場から捜査手続をも含めた刑事手続の重要ポイントにつき検察官教員により教育を受けるとともに、刑事裁判官の経歴もある弁護士教員担当の「刑事実務演習」において少人数の演習形式で理解を深める、という方法をとる。これにより、いわゆる法曹三者のそれぞれの役割や考え方、実務感覚の違いなどがより深く理解でき、その意味において理論と実務の架橋となるような履修が可能となる。

3) 人間の尊厳科目

「人間の尊厳」科目群は、本学の教育理念を具体化するための中心的な科目として位置付けられる。この科目群は、21世紀の法曹に求められている、人間の尊厳に対する深い理解を涵養し、人間性に富んだ法曹を養成することを目的とする。

「法と人間の尊厳(総論)」では、複数担当者が人権論、宗教、科学哲学の観点から法と人間の尊厳についてオムニバス形式で講義を行う。まず人権論の観点から、近代における人権論の歴史は、常に人間の尊厳をいかに法文書によって確保するかという議論であったことを示し、次に宗教および科学哲学の観点から、「人間の尊厳」が法と社会を取り巻くすべての状況において重要な視点であることを明らかにする。次いで、「法と人間の尊厳」の各論として、比較法制、法と歴史、法と政治、法と哲学という多様な観点から、法と人間の尊厳をめぐる諸状況を多角的に解明する科目を配置する。

このように、この「人間の尊厳」科目群では、法と人間の尊厳という観点から、現代社会において、人間の尊厳がどのように位置付けられ、かつ位置付けられるべきかを明らかにする。法と人間の尊厳に対するこのような多面的なアプローチを試みる「人間の尊厳」科目群は、法曹に期待されるバックグラウンドとして広い視野を涵養する「基礎法学・隣接」科目としての役割を果たすものである。

したがって、この科目は、1年次から配当し、学生は、「法と人間の尊厳(総論)」2単位を必修とし、これを含め4単位以上を履修しなければならない。

4) 展開・先端科目

多角的・複眼的な法的思考能力を涵養するために、展開・先端科目を設ける。その特徴としては、第一に、「人間の尊厳のために」という本学の教育理念に基づき、子ども、高齢者、患者、事故被害者などの社会においてより弱い立場にある人々への配慮を基本に据え、また、生活者、勤労者としての視点に立つ『社会・人権領域』の科目群として、「家庭・少年問題と法」、「医療と法」、「消費者法」、「住居と法」、「社会保障と法」、「労働法（個別紛争・集団紛争）」や「国際人道法」等の科目を配置し、領域によっては造詣の深い実務家弁護士がこれを担当する。

第二に、実務家法曹として当然必要とされる分野や企業活動に関する分野をカバーする『企業法務領域』として、以下の科目を配置する。すなわち、「企業法務」、「倒産法務」、「経済法」や「税法」を配置するとともに、情報化、国際化などの社会動向への対応として「知的財産権法」、「国際取引法」等の科目を設ける。

また、いずれの領域にも共通する『共通領域』科目として、「環境法」、「情報法」、「ジェンダーと法」を配置し、さらに、外国のロースクールとの協定のもとに外国人教員が担当する「外国法実務」を設ける。

『社会・人権領域』、『企業法務領域』および『共通領域』として配置する展開・先端科目の約半数はベテランの現役弁護士等が担当するので、学生はそれぞれの科目につきより具体的、実務的な感覚による教育を受けることができる。

この展開・先端科目群は、学生の主体的な選択に任せる選択科目として、12科目 24単位以上の履修を必要とする。（資料5：教員組織図）

5) 実務研修科目（「法務エクスターンシップ」（以下、エクスターンシップという。））

① エクスターンシップの目的・運営

エクスターンシップは、南山学園が「南山大学大学院法務研究科実務指導弁護士（仮称）」として委嘱した弁護士が執務する法律事務所において、当該実務指導弁護士の指導のもとで2週間の基礎的な実務研修を行うものである。この実務研修は、学生が修得した法律上の基礎知識が実務の現場でどのように機能するのかを学び、併せて生の事件に触れて弁護士の仕事とその社会的役割についての理解を深め、法曹に必要とされる幅広い能力を身に付けるための学習への動機付けを与えることを目的としている。

南山大学大学院法務研究科学務委員会のもとに法務エクスターンシップ運営小委員会を置き、これがエクスターンシップの企画、実施等の運営にあたる。小委員会は、エクスターンシップの履修学生の募集、決定（履修希望学生の審査、面接）と研修先の選定、研修内容の調整を行う。（資料16：法務エクスターンシップ実施方法）

② 授業計画

エクスターンシップでは、研修前に大学院において担当専任教員が3回の講義（研修前講義）を行い、その後、研修先との間で研修内容・方法について調整したうえで、2週間の実務研修を行う。そして、実務研修終了後に1回の総括討論（研修後講義）を行う。

研修前講義では、オリエンテーションとして、エクスターンシップの具体的内容・実施方法、到達目標ならびに弁護士の日常業務の概要について説明を行い（第1回目）、弁護士業務の特殊性とくに弁護士の守秘義務、誠実義務、法令遵守等について十分に理解・徹底させる（第2、3回目）。

その後、学生に個別に研修先に出向かせて、実務指導弁護士との間で2週間の実務研修の方法・内容について調整、確認させる。このときに、個々の実務指導弁護士から研修学生に対して守秘義務等の重要性を再度説明し、学生から守秘義務等についての誓約書を提出させる。

実務研修終了後、専任担当教員、小委員会委員専任教員および実務指導弁護士の参加のもと、大学院において報告会を行う。研修学生は、実務研修の成果等について総括レポートを作成して、その内容を口頭報告（プレゼンテーション）し、専任担当教員、実務指導弁護士のコメント等を中心に、研修学生間で意見交換する（研修後講義）。

（資料16：法務エクスターンシップ実施方法）

③研修内容

研修先において取り扱うことが望まれる実務研修の内容（聴き取り調査、具体的な事案に関連する証拠・資料などの収集等）を研修先にあらかじめ文書で示し（研修内容のガイドライン）、事前準備の過程で、担当専任教員と研修先の実務指導弁護士との協議のうえで、研修の具体的内容・方法について個別に決定する。

2週間の研修期間中、小委員会委員が研修先を訪問して、学生の研修状況等について状況把握（見廻り）を行い、研修先の実務指導弁護士の意見を踏まえて、適宜、学生に対して必要な指導を行う。（資料16：法務エクスターンシップ実施方法）

④守秘義務・法令遵守

守秘義務、法令遵守については、とくに学生に対して理解徹底を図るとともに、万一これに悖るような事実が発生した場合には、直ちに研修を打ち切り、また、学内において懲罰の対象とする。

(3) 学位

法務研究科の課程を修了した者に「法務博士（専門職）」を授与する。

（資料14：学位規程）

4. 履修指導の方法

(1) 標準修業年限

課程の標準修業年限は3年とする。

(2) 修了要件

法務研究科の課程では、法曹養成に特化した実践的な教育を行うことに鑑み、研究指導を

要しないこととし、所定期間の在学と必要単位数の修得、最終試験（口頭試問による）の合格によって修了するものとする。原則（標準修業）として、在学期間は3年以上、必要修得単位数は98単位とする。

ただし、法学既修者については、必要修得単位数は68単位とし、在学期間は1年を超えない範囲で短縮できるものとする。（資料15：学則（抜粋））

(3) 既修得単位の認定方法

① 他の大学院における授業科目の履修等（単位互換）

教育上有益と認められるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位について、30単位を超えない範囲で、本大学院法務研究科における授業科目を履修修得したものとみなし、これを認定する。ただし、この認定は個別科目ごとに行うものとし、法律基本科目および人間の尊厳科目に係る科目については、この制度による認定の対象とはしない。（資料15：学則（抜粋））

② 入学前の既修得単位等の認定

教育上有益と認められるときは、学生が本学法務研究科に入学する前に大学院において履修した単位について、本大学院法務研究科における授業科目を履修修得したものとみなし、これを認定する。ただし、この認定は個別科目ごとに行うものとし、展開・先端科目に係る科目についてのみ、この制度による認定の対象とする。

入学前の既修得単位を認定できる単位数は、他の大学院の授業科目について法務研究科において履修したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

（資料15：学則（抜粋））

③ 法学既修者に係る単位の認定

法学既修者に係る単位の認定については、入学者選抜において実施する法律試験科目を受験し、すべての科目について80%程度のポイントを取得した場合に限り、法律基本科目のうち、指定された科目に係る30単位を修得したものとみなし、包括認定する。

履修が免除される科目は、法律基本科目群の講義科目のうち基礎的な科目、具体的には、憲法（統治）、憲法（人権）、民法（契約法）、民法（不法行為法）、民法（物権法）、民法（担保法）、民法（家族法）、商法（会社法）、商法（商取引法）、民事訴訟法Ⅰ、刑法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅰの合計30単位である。（資料15：学則（抜粋））

(4) 履修科目の登録の上限

各年度において学生が履修科目として登録できる単位数は、修了必要単位数を98単位としたこととの関係上、および意欲と能力のある学生に、柔軟で充実した履修を可能にするため、合計36単位を上限とする。

(5) 履修指導の方法とその体制

法科大学院の学生に対する教育指導、履修指導については、「指導教員制」をとる。これは、学生の学業生活全般について専任教員による個別指導を行うことによって、法曹養成を目的とする法科大学院における高度の法学教育の実効性を確保しようとする制度である。個別的指導体制によって、学生に対して満足度の高い教育環境を提供することができると考えられる。

しかし、学生から求められる履修指導の内容によっては、それぞれ専門領域の異なる指導教員が対応することが困難な場合もありうる。すなわち、指導教員制による履修指導にも限界がある。そこで、例えば特定の教科について履修状態に大きな問題を抱える学生がいたような場合には、当該問題に対応できる履修支援の体制を講じておく必要がある。そのような体制として、指導教員制とは別個に、「アドバイザー制」を設ける。アドバイザー制は、高度の法学教育を内容とする法科大学院における、より強固な学生支援制度である。

したがって、アドバイザーの行う履修支援は、「指導教員制」のもとで専任教員から学業生活全般にわたって指導を受ける学生に対して、より個別的な履修支援、例えば特定科目の勉強の方法等についての助言や、目指すべき法曹資格についての個別的相談への対応等、指導教員による対応が困難もしくは不十分な点について、個別サポートを行うことをその内容とするものであり、指導教員による履修指導とは異なる独自の意義を有するものである。

このように、学生の履修指導などについては、主に専任教員による指導教員担当制を通じた指導・支援、およびそれを補完するアドバイザー制による支援体制の組み合わせによりきめこまかな指導を行う。（資料6：履修指導体制、資料7：履修指導）

① 指導教員制

専任教員がそれぞれ5人程度の学生の指導教員となり、各教員は担当となった学生の一人ひとりに対し、オリエンテーションの一環として、学生各人に最も適した履修プログラムの作成等について、相談に応じ助言を与える。その後も、課程修了に至るまで、 Semester毎や進級時等、適宜に、担当学生の学習の進捗状況をチェックし、必要な指導、支援措置を講じる。

② アドバイザー制

専任教員による指導に加えて、主として南山学園出身で法曹資格を有する者を南山大学大学院法務研究科アドバイザーとして委嘱し、このアドバイザーによって個別的な学生支援を行う。法科大学院教育の履修支援をその役割とするアドバイザーには、法曹養成を目的とする法科大学院教育への深い理解と教育指導への熱意が必要であるが、南山法科大学院が、南山学園の教育理念である「人間の尊厳のために」に基づいた法曹養成を目的とした高度専門職教育機関であることに鑑みて、この教育理念のもとに学んだ経験があり、これを深く理解し、その実践に努める南山学園出身者に、南山法科大学院の教育活動に協力を得たいと考え、南山学園出身の法曹を一つの柱としてアドバイザー制度を設けるものである。

したがって、アドバイザーについては、本学の教育理念に賛同する現役法曹を広く求める

ものであり、南山学園出身者であるか否かは問わず、南山法科大学院における法学教育に強い関心と情熱を示していただける法曹をアドバイザーとして委嘱することとする。

専任教員は、主に学生の履修プログラムの相談、助言や学習の進捗チェック、指導、助言を担当し、アドバイザーは、学生の履修支援やアドバイスなどを担当する。これらは専任教員の指導との相互補完により、学生支援に対する体制を構築し、学生支援をより効果的に行う狙いを有している。(資料6：履修指導体制、資料7：履修指導)

なお、アドバイザー制は、指導教員制とともに、法科大学院学生の履修指導・履修支援のための制度と位置づけているので、カリキュラムの編成・運用や学生の学業・生活指導に係る業務を管掌する法務研究科学務委員会のもとに、「指導教員制・アドバイザー制運営小委員会」を置き、この運営小委員会が、アドバイザー制の運用にあたる。運営小委員会は、アドバイザーによる学生の個別的な研修支援や個別相談への対応の方法等について審議し、適宜、学生からのニーズに応じて、その充実を図るものとする。

(6) 成績評価の考え方

法務研究科の教育目的が、法曹に必要な専門的法知識、思考力、分析力、問題解決能力等を修得させ、これらを育成するとともに、豊かな人間性ならびに法曹としての責任感および倫理感を涵養する点にあることに鑑みれば、成績評価については、大学学部とは異なる視点から、その客観性・厳格性を確保することが不可欠である。以下は、このような法務研究科の教育目的を踏まえた成績評価の基本的な考え方である。

① 法律基本科目群

講義形式の授業については、学生が基本的な専門知識を修得できたか否かを確認する単位認定試験を厳格に実施する必要がある。評価については、合格をA+、A、B、Cの4段階に分ける。このような段階別評価を行うことによって、大学院学生に対して、各授業で設定した目標についての各人の到達度を明示し、法曹に不可欠である知的素養を修得するための自学自習を促すことができよう。

演習形式の授業については、学生が専門的な法知識を活用・応用して、設定問題の内容を整理、分析して、争点を発見し、これについて議論し判断を下す能力、すなわち、問題解決能力を身に付けることができたか否かを、単位認定の可否を決定する基準とする。評価については、講義形式の授業と同様とする。

② 実務基礎科目群

法曹としての実務に就くことを前提として、具体的紛争の解決に必須の実務的能力を修得させることに主眼があるので、実務的観点から、その修得レベルに応じた適正な評価がなされる必要がある。この科目の履修は、基本的な実務トレーニングという意味を有するが、その能力修得の達成度を明示する意味で、合格をA+、A、B、Cの4段階評価とする。なお、法曹倫理については、法的スキルの修得というよりは、法曹としての倫理感、責任

感の涵養を図る科目であることを考慮した成績評価を行うこととする。

③ 人間の尊厳科目群

この科目の授業は、多様な視点から人間の尊厳のあり方を問うものであるから、その成績評価については、法曹として要求される客観的な認識能力、合理的思考力の修得の可否を、豊かな人間性の涵養という観点から判定するものでなければならない。学生に対してその判定評価を明示するために、合格をA+、A、B、Cの4段階評価とする。

④ 展開・先端科目群

展開・先端科目の内容は多岐にわたるが、実務と理論の架橋という観点から、学生が法曹実務に従事する際に必要な専門的法知識を修得できたか否かを確認する単位認定試験を厳格に実施する必要がある。成績評価についても、その修得度を明らかにすることによって、学生が自らの達成度を自認し、自学自習への具体的対応を容易ならしめるために、合格をA+、A、B、Cの4段階評価とする。

また、特に実務上のニーズの高い科目については、実務能力の高い法曹を養成するという観点から、厳格な成績評価を行う必要がある。成績評価も、法曹としての能力修得レベルを明示するために、合格をA+、A、B、Cの4段階評価とする。

⑤ 成績評価の対象と表記

ア) 成績評価の対象としては、講義中の平常点（発言内容等）、期間中の小テストやレポート、および、定期試験（筆記試験またはレポート）の結果を利用するものとするが、評価者による偏差を回避するため、定期試験結果の比重を6割以上とする。ただし、模擬裁判、法務エクスターンシップのような実習科目については、実習中の対応、態度等が重視されることがある。なお、個別の科目についての成績評価の対象や比重等は、事前にシラバス等に明示するとともに、オリエンテーションにおいて説明する。

イ) 成績評価は、以下の5段階で表記する。

A+	90点以上
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
F	59点以下（不合格）

成績分布については、評価者による偏差を回避し公平性を確保するために、おおむね、A+およびAをあわせて合格者全体の3割程度以内、Bを5割程度以内とする。

(7) 進級要件

各年次において、次の単位数以上を取得していない学生は、進級することができない。

[法学未修者]

- 1年次 修了要件単位から 26 単位
- 2年次 修了要件単位から 62 単位

[法学既修者]

- 1年次 修了要件から 32 単位

進級できなかった学生は、上級学年の担当科目を履修することはできず、原級に配当されている未履修の科目を履修するものとする。

5. 教員の資質向上の方策（FD活動も含む）

(1) 法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）の設置

法務研究科では、授業の内容および方法の改善を図るために、法務研究科専任教員によって組織するファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）を設置し、この委員会が、法務研究科の授業内容・方法の改善、教員の教育指導能力を高めることを目的とした組織的な研修プログラムを策定・実施する。

具体的には、法務研究科が実務と理論とを架橋する高度な法学専門教育機関であることに鑑みて、実務経験を持たない教員を主として対象とする実務研修プログラムと、教育指導経験を持たない実務家教員を主として対象とする教育実践研修プログラムを策定・実施し、教員および実務家教員の教育資質の改善・向上を図る。

また、定期的に、FD委員会の主催でFD研究会を開いて、不断のFD活動によって教育指導能力のレベル・アップを達成する。

(2) FD委員会による研修プログラム

① 教員実務研修プログラム

教員については、実務家教員の協力のもとに、一定期間、法律実務（民事訴訟実務、刑事訴訟実務）に従事することを柱とする研修プログラムを策定する。法律実務の研修により、実務における法理論の意義と課題・問題点を発見し、法務研究科における教育内容・方法のあり方について見直しを図る。

② 実務家教員教育実践研修プログラム

実務家教員については、一定期間、主として法務研究科専任教員の授業へ参加することを柱とする研修プログラムを策定する。教員の授業方法や授業運営について、実務的観点から、その課題・問題点を探り、法務研究科における教育内容・方法のあり方について見直しを図る。

③ F D委員会によるF D研究会の開催

教員実務研修プログラムおよび実務家教員教育実践研修プログラムの実施により、様々な課題・問題点が浮かび上がることが予想される。このような研修プログラムの経験から生み出される課題を、適宜取り上げて、随時F D研究会を開催する。この研究会による検討作業をもとに、不断に研修プログラムの改善を図る。

(3) 法務研究科設置に至る過程での教員資質向上のためのプログラム

① 南山法科大学院小委員会による研修プログラム

法務研究科設置に係る総合的な立案・準備作業をその任務とする南山法科大学院小委員会は、法務研究科の講義担当予定教員全員を対象とする「教育内容等の改善のための組織的な研修」を企画・実施した。

第1回目は、2003年3月26日（於：南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室）に、「授業をデザインする」というテーマのもとに、法科大学院において授業をどのようにデザインし、どのように実践すればよいのかについて、名古屋大学高等教育研究センターの池田輝政教授を講師として招き、法務研究科講義担当者を対象とした研修を実施した。具体的には、授業の基本設計（1学期を通じて担当する科目の全体像の設計）、授業内容の準備（毎回の授業をどのように始めて、どのような流れを作り、何を結論として終了するのか等）についてレクチャーを受け、質疑応答によって理解を深めた。

第2回目は、2003年4月16日（於：南山大学名古屋キャンパス本部棟3階第3会議室）、第1回目と同様に池田教授を講師に招いて研修を実施した。今回は、法務研究科講義担当者が作成した講義シラバスを素材としてより実践的な観点からの質疑応答を行い、授業運営に係る基本的考え方を深め、授業運営のための諸スキルを習得する必要性についての意識の向上を図ることができた。

② 法学部法職特別課外講座における実務家教員講座の設置

法学部では、法学部教員によって組織する法職特別課外講座委員会が運営する特別課外講座を設置しているが、この講座の一つとして、本学法務研究科専任教員に着任予定の実務家教員による「実務民事法」講座（2年次生以上を対象とする演習形式による授業で、受講定員は30名、回数は10回を予定）を2003年度から開講している。本講座は、民事紛争の基礎的な諸問題を実務的観点から検討し、学生に実務的感覚を身に付けさせると同時に、実務家教員について具体的な教育実践の機会を設け、実務家教員の教育指導能力の習得、向上を図るための講座として設置したものである。

また、同特別課外講座において、法務研究科において開講する実務基礎科目「ロイヤリング」の授業を行っている。これは、名古屋弁護士会法科大学院検討特別委員会のもとで進められていた「大学における『ロイヤリング』授業の計画」に基づくものであり、2003年春季学期14回、法学部2年次生～法学研究科大学院学生を対象として、南山大学だけでなく複数大学の学生の20～30名の参加のもとに、法科大学院で実務家教員候補者となっている実務家

によって実施されるものである。実務家教員候補者に実際に授業を担当する経験の場を設け、実務家教員としての授業の持ち方についての研鑽の機会としたい、との名古屋弁護士会の前記特別委員会の意向を受けて、実務家教員の教育指導能力の習得、向上を図るための講座として開講されているものである。

③法科大学院協会設立準備会における教員研修（司法研修所の見学）

法科大学院協会設立準備会における教員研修活動の一環として、最高裁判所の協力のもとに司法研修所において、修習教育の実際に則して、授業を参観する機会が提供された。この研修は、今年4月から6月の間に、同準備会参加の各大学について、民事、刑事の各一回が企画されたものであるが、南山大学では、4月および5月にそれぞれ法務研究科担当予定教員が参加し、研修を受けた。現実の修習に触れる貴重な機会であり、参加教員からは大いに刺激を受けたとの報告があった。今後、このような教員研修の機会があれば、これに積極的に参加し、教員の教育能力向上のための機会として活用したい。

6. 法学部教育との関係

南山大学法学部は、「人間の尊厳のために」を教育理念とする法学教育を行うことにより、「人間の尊厳」の尊重を基礎に置くリーガル・マインドを身に付けた、社会に貢献できる「法学的教養人」を育成することを教育目的として掲げているが、次の二点にそのカリキュラムの特色がある。

第1は、学生の多様なニーズへの対応を考慮した、バランスのとれたカリキュラムの設定である。すなわち、法学的教養人の育成という教育目的に照らして、特定の領域に偏らないバランスのとれた講義科目を配置している。多様な履修上のニーズや将来の進路に配慮して、必修科目を設けず、科目選択は学生の主体的選択に委ね、一部科目は1年次から、大多数の科目は2年次から履修可能としている。これによって、入学直後から多種多様な法律と法の世界に触れる機会が確保される。また、企業法務、国際企業法務といった今日的なニーズに対応する先端的科目の設置にも配慮している。これにより、大局的な見地から法ないし法律を捉え、様々の法律・制度の底辺にある基本的理念を理解する、いわゆる法学的教養を体得させ、社会に貢献できる人材の育成を目指している。

第2は、少人数教育の重視である。すなわち、南山大学の伝統である少人数教育の重視という観点から、1クラス20人程度の少人数編成の演習（ゼミ）を1年次から4年次までの各年次に設け、1年次には、法律学習の基礎的トレーニング（関連情報の収集、整理、分析、レポートとプレゼンテーション）を、また2年次からは、各年次に相応したレベルでの専門的な演習を行い、きめ細かな学習指導を行っている。

これに対して、法務研究科は、「人間の尊厳の尊重につながる教育」を教育研究上の特色としており、この点において南山大学法学部の教育と共通するものがあるが、「人間の尊厳を基本とし、社会に貢献できる法曹の養成」を教育目的に掲げて、法曹養成に特化した教育プロ

グラムを展開している点に、独自の意義を有するものである。

このように、法務研究科と法学部は、それぞれ独自の教育目的に基づいた様々な教育プログラムを組んでいるが、「人間の尊厳のために」が共通の教育理念である。そこで、法務研究科専任教員と法学部専任教員は、この共通の教育理念のもとに、相互に連携して、それぞれのカリキュラムに即した教育指導にあたることとした。そこで、この基本方針のもとに、法務研究科、法学部それぞれについて、教員の適正配置を図るために、実務家教員を含めた教員の新規採用、所属換えを実施したところである。

なお、従来、多様な法律専門職を目指す学生のニーズに対応してきた南山大学大学院法学研究科法学専攻（修士課程）は、法務研究科の設置に伴って、廃止する。

7. 入学者選抜の概要

(1) 入学者選抜の基本的考え方（アドミッション・ポリシー）

法務研究科は、「人間の尊厳のために」を基本的教育理念とする南山学園の設置する、法曹養成に特化した専門職大学院であるので、「人間の尊厳」を基本とする社会的使命感・倫理感を有する、社会に貢献できる法曹を養成することを目的とした、法理論と実務を架橋する、高度の法学専門教育を行う。

したがって、法務研究科は、このような「人間の尊厳のために」をベースにした法曹養成の観点から、変転する社会情勢の動向に鋭敏で、強い関心を持ち、現代社会における人権や自由のあり方を、真剣に考える志願者を望んでいる。

入学者選抜にあたっては、このような観点に立ったうえで、選抜の公平性を確保し、広く門戸を広げ、多様な経歴と実績を有する人材を求めることとする。

(2) 入学者の選抜方法

① 法学未修者と法学既修者の内部振分方式

入学者選抜試験では、法学未修者と法学既修者とを区別せずに選抜し（一般試験）、定員の合格者数を決定した後、その合格者のなかから、希望者につき法学既修者（2年間で修了できる学生）を選抜する試験（法律科目試験）を実施する（内部振分方式）。したがって、法学既修者について定員を定めず、法律科目試験の結果により、法学既修者数を決定する。

② 入学者選抜（一般試験）

ア. 選抜の実施方法

独立行政法人大学入試センターまたは日弁連法務研究財団が実施する法科大学院適性試験を受験した志願者を対象として、法務研究科の設置が認可された後（平成15年度は平成16年2月中旬～下旬の予定）に、法務研究科において、小論文と面接を課す選抜試験を実施する。

選抜の合否は、適性試験の成績（得点）と小論文・面接・自己評価書の評価によって判定する。

イ. 試験の内容

● 法科大学院適性試験

独立行政法人大学入試センターまたは日弁連法務研究財団が実施する法科大学院の統一試験の成績（得点）を利用する。

● 小論文

一定の設題（資料等を含む）について論述させ、読解力、理解力、語彙力、表現力や独創性等を評価する。多様な人材の応募を促すために、日本文の設題だけでなく、選択肢として英文による設題を設ける。

複数名の教員によって採点を行い、段階別評価ではなく、数値評価をする。

● 面接

複数名の教員によって個人面接または集団面接を行う。

面接では、法科大学院が法曹養成教育機関であることに鑑みて、志願者の法曹へのモチベーション、法曹に必要不可欠の能力であるコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力の有無、程度を評価の対象とする。

● 自己評価書

現代社会における多種多様なニーズに応える法曹養成が必要であるとの観点から、法学部学生・卒業生だけでなく他学部学生・卒業生や社会人などの多様な経歴、業績を有する志願者を広く受け入れるために、自己評価書の提出を求める。

自己評価書には、志願理由、大学等における学業成績、法律関係その他の専門職資格（証明書）、TOEIC・TOEFL等の試験成績、ボランティア活動等の社会的活動等を記載する。

③ 法学既修者の選抜（法律科目試験）

ア. 選抜の実施方法

一般試験の合格者のなかで2年修了を希望する者について、法律科目試験（筆記試験）を実施する。

選抜の合否は、試験科目の成績（得点）によって判定する。

イ. 試験の内容

試験科目は、以下の3科目とし、それぞれ基礎的事項を対象とする。1. 憲法、2. 民事法（民法、商法、民事訴訟法）、3. 刑事法（刑法、刑事訴訟法）。

（資料8：入学者選抜方法）

(3) 社会人、非法学部出身者の受け入れのための具体的方策

社会人、非法学部出身者については、入学者選抜（一般試験）に際して提出を求める自己評価書において記載されている、志願理由、学業成績、各種資格取得の有無、各種試験成績、その他社会的活動等の内容・実績に照らして、定員の3割程度の人員を積極的に受け入れる。

また、社会人、非法学部出身者の志願を促すために、法務研究科の教育プログラム、学業支援体制に係る情報について、ホームページ等を介して積極的かつ効果的に提供するとともに

に、社会人・非法学部出身の学生に対して、学内の他学部学生向けの説明会、同窓会などを通じた社会人向け情報提供のほか、個別の進学相談に加え、法務経験の豊かな実務家による講演、法科大学院の模擬授業を通じて法科大学院の内容を体験してもらうなど、一方通行的な説明ではなく、双方向的な説明会開催を展開し、これらの学生の確保に努めたい。

南山大学大学院法務研究科が定める社会人とは、「原則として大学卒業後、社会経験を2年以上有する者」とする。

8. 自己点検・評価

南山大学では、全学機関として、教学担当副学長を委員長とする「南山大学自己点検・評価委員会」を設置するとともに、この委員会委員はそれぞれ所管する学部、研究科、研究所においてそれぞれ自己点検・評価委員会を設置し、関係事項について毎年自己点検・評価を実施している。また、大学の開講科目についての「学生による授業評価」（アンケート方式）を毎年実施している。これらの自己点検・評価の結果は、報告書として、学内に公表されるとともに、委員会の判断により学外にも公表されている。

法務研究科における自己点検・評価については、このような南山大学における自己点検・評価への取組みを踏まえつつ、法務研究科の中に設置される「法務研究科自己点検・評価委員会」の下に、さらにいっそうの充実を図るものとする。具体的には、同委員会は、開講科目についての学生による授業評価はもとより、入学者選抜や科目履修のあり方、学務委員会その他の個別の委員会の活動をはじめ組織全般の管理・運営、施設設備など、法科大学院の教育・研究から、入試、管理運営の全般を対象とし、外部委員も交えて評価・分析する。そして、その結果を学内に公表するとともに、法務研究科の学務委員会、FD委員会など所管の委員会と連携して、現状をよりよいものとするべく、それぞれ今後の授業方法の改善、FD研修などに活用するほか、入試方法の改善および管理運営方法の改善等に向けての資料とする。

9. 情報提供

法務研究科における情報（教育研究上の基本組織、教員組織、入学者選抜方法、カリキュラム、奨学金等の教育研究活動、学生支援体制）や自己点検・評価活動の報告は、インターネット、出版物などを通じて一般に公開する。また、これらの情報を、南山大学入試広報スタッフ等を通じて、大学広報活動のなかで大学内外に広く提供する。

10. 各施設・学生の自習室の考え方

法務研究科における十分な教育研究の環境の場を確保するため、現在講義室、演習室、学生研究室、教員研究室、図書室、事務室などを配置した法科大学院棟を新たに建設している（平

成 16 年 2 月竣工予定)。 (資料 9：建物平面図)

(1) 講義室 (85 名収容×3 室)

法律基本科目などを中心とした講義方式の授業を行うための教室を配置している。ここでは、双方向的な授業を行うために、教壇を中心に半円に机を配置する工夫をしている。また、すべての教室には、教員が作成した教材などを提示できるように、視聴覚機器も併せて設置している。

(2) 演習室

① 80 名収容演習室 (2 室)

1 室には、体験型教育を重視した科目に対応できるように、模擬法廷を設置した。この模擬法廷を設置した教室は、80 名収容の演習室としても利用可能である。また、もう 1 室は、学生各自が情報機器を利用する授業を行えるように、各机に情報コンセントを配置した仕様としている。

② 40 名収容演習室 (4 室)

このタイプの演習室は、「問答形式」「ゼミ形式」等の少人数規模の教育を行う授業に対応できるよう、授業形式に応じて自由に机の配置が変更できる。また、この部屋は、学生同士の研究会等にも利用できる。

(3) 図書室 (287.66 m²)

図書室は、1 階に開架式書架を、2 階には集密式書架を配置し、約 50,000 冊の蔵書が収容可能である。これらは、すべてオープン開架とし、学生、教員が自由に閲覧できるようになっている。また、それぞれの階には、閲覧用個人机 (計 20 席)、複写機器、情報検索のための端末、DVD 資料などマルチメディア資料を閲覧できる機器を配置している。図書室の開館については、平日、土・日曜とも 22 時まで開館を行い、学生の利用に供したい。

(4) 学生研究室 (15 名収容×12 室： 最大 180 名収容)

学生研究室には、学生が教育研究に専念できるように、各学生専用のキャレルを配置している。各キャレルには情報コンセントが設置され、各自で自由にネットワークに接続できる。また、各研究室には、十全な学習環境を確保するために、共有のコンピュータとプリンタを設置している。学生研究室は、平日、土・日曜とも 22 時まで利用できる。(資料 10：学生研究室の見取り図)

(5) 学生ラウンジ (74.27 m²)

学生の相互交流、休憩のために学生共通のスペースとして学生ラウンジを設ける。

11. 管理運営の考え方

(1) 法務研究科の管理運営組織

法務研究科専任教員が組織・運営する法務研究科委員会を設置する。

法務研究科委員会のもとに、法務研究科入学試験管理委員会、法務研究科学務委員会、法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）および法務研究科自己点検・評価委員会を置く。（資料11：委員会体制図）

(2) 法務研究科委員会と各種委員会

① 法務研究科委員会

（構成員）

法務研究科専任教員全員

（所管事項）

法務研究科の人事、予算などを含む管理運営に関する全ての事項を管掌する。

② 法務研究科入学試験管理委員会

（構成員）

法務研究科専任教員（6名程度）

（所管事項）

法務研究科の入学者選抜試験に係る業務（選抜試験問題の作成・採点、選抜試験の実施等）を管掌する。

③ 法務研究科学務委員会

（構成員） 法務研究科専任教員（5名程度）

（所管事項）

カリキュラムの編成・運用、学生の教育・生活指導等（指導教員制、アドバイザー制等）、課程修了に係る業務を管掌する。

④ 法務研究科ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会

（構成員）

法務研究科専任教員（5名程度）＋外部委員（若干名）

（所管事項）

FD委員会は、法務研究科の授業内容・方法の改善、法務研究科教員の教育指導能力の向上を目的とする各種研修活動等に係る業務を管掌する。

⑤ 法務研究科自己点検・評価委員会

（構成員）

法務研究科専任教員＋外部委員（若干名）
（所管事項）

自己点検・評価委員会は、学生からの授業評価等の自己点検・評価等に係る業務を管掌する。

(3) 法務研究科専任教員と各種委員会の関係

① 法務研究科専任教員

法務研究科専任教員は、法務研究科委員会に出席し、法務研究科の管理運営に係る議事を審議・決定するとともに、各種委員会の委員として当該業務を分担担当する。

② 法務研究科実務家専任教員

法務研究科実務家教員は、専任教員、みなし専任教員のいずれについても、法務研究科委員会に出席し、法務研究科の管理運営に係る議事を審議・決定するとともに、入学者選抜試験に関する業務を分担担当する。（資料 12：「実務家教員」の扱いについて）

(4) 法務研究科の事務体制

大学院に係る事務は、大学院事務室が管掌している。法務研究科に係る事務（委員会に係る事務、予算管理など）については、大学院事務室の要員を増員し、法務研究科担当を置く。また、法務研究科の教務関係（履修登録など）は教務課が担当し、学生の厚生（奨学金など）などについては、学生課がそれぞれ担当することとなる。これら法務研究科に係る事務の統括、他の課室の連携は、大学院事務室が中心となって執り行う。

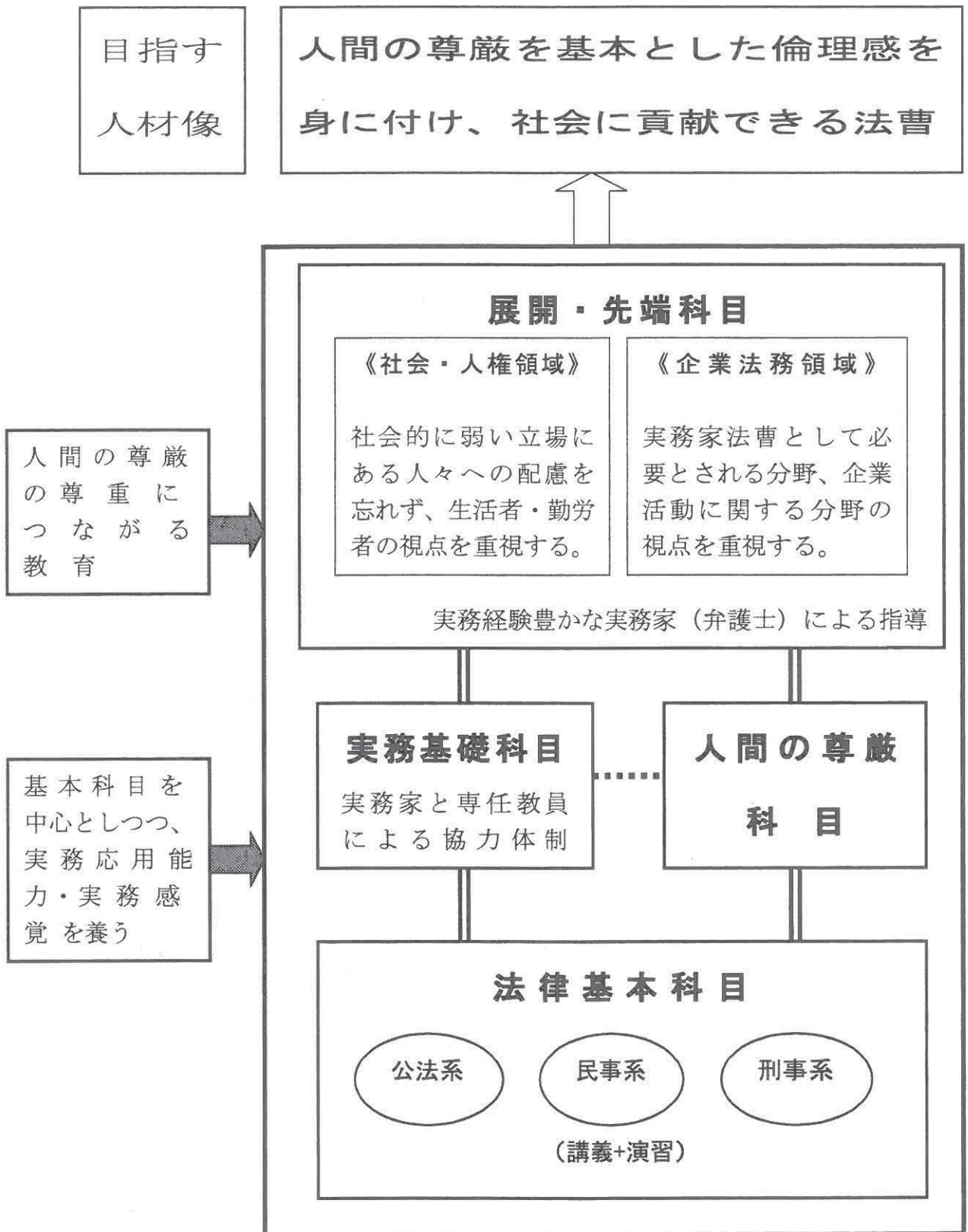
なお、法務研究科の図書室も要員を配置し、大学院事務室の下で、図書等の管理などを行う。（資料 13：事務組織図）

附属資料

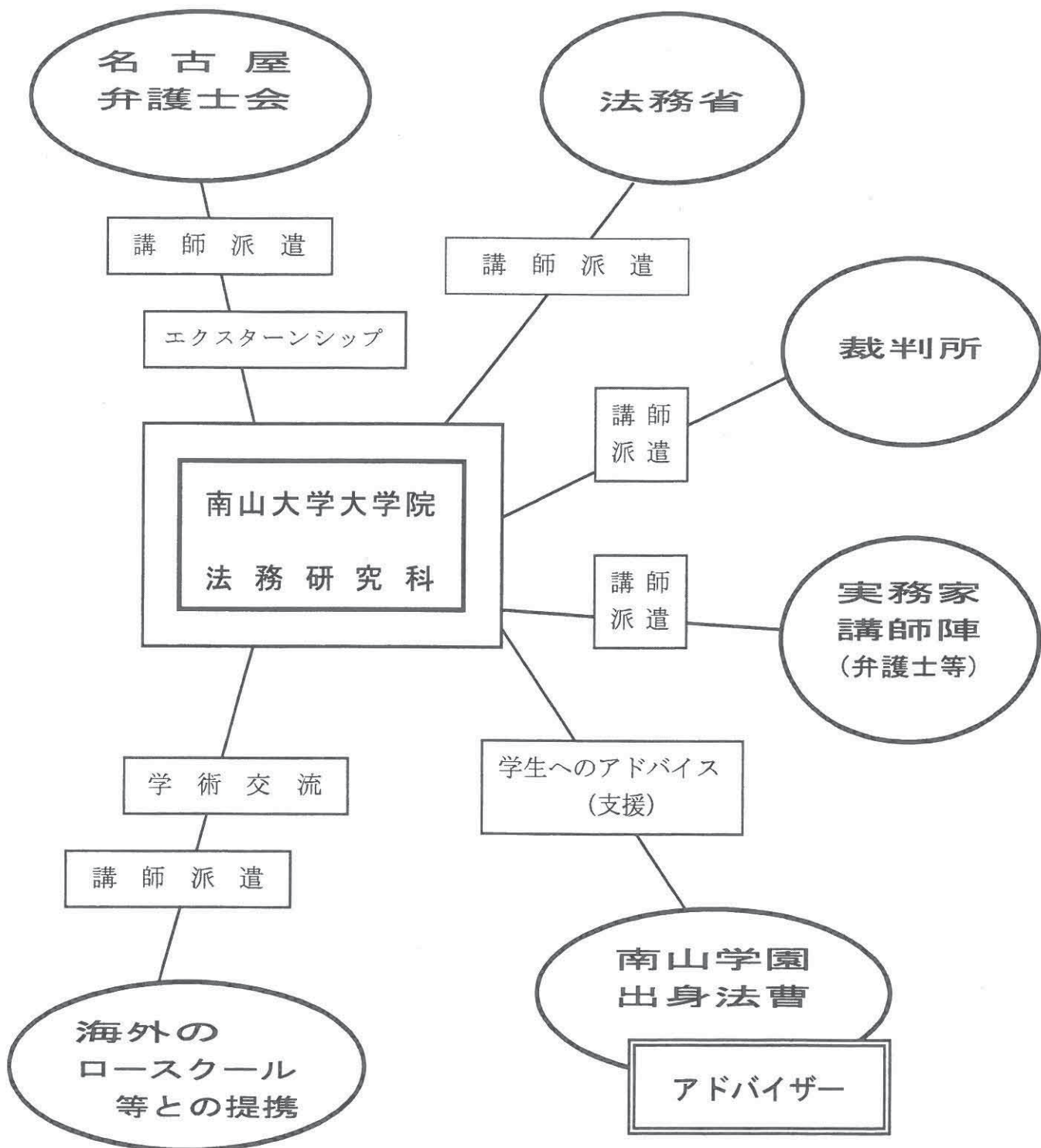
目次

資料番号	資料名称
資料1	カリキュラムおよび教育内容の特長
資料2	知のネットワークの構築
資料3	カリキュラム表
資料4	履修モデル
資料5	教員組織図
資料6	履修指導体制
資料7	履修指導
資料8	入学者選抜方法
資料9	建物平面図
資料10	学生研究室の見取り図
資料11	委員会体制図
資料12	「実務家教員」の扱いについて
資料13	事務組織図
資料14	学位規程
資料15	学則（抜粋）
資料16	法務エクスターンシップ実施方法

カリキュラムおよび教育内容の特長



知のネットワークの構築



- ウィスコンシン大学
ロースクール (米国)
- 韓南大学校法科大学 (韓国)

カリキュラム表（標準修業コース）

科目群		単位数	1年		2年		3年		
			春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
必修科目	法律基本科目群	公法系	12	憲法(統治)② 憲法(人権)②		憲法(憲法訴訟)② 行政法②	憲法演習② 行政法演習②		
		民事系	34	民法(契約法)④ 民法(物権法)②	民法(不法行為法)② 民法(担保法)② 民法(家族法)② 商法(会社法)④ 商法(商取引法)② 民事訴訟法Ⅰ②	民法演習Ⅰ② 商法演習② 民事訴訟法Ⅱ② 民事法演習②	民法演習Ⅱ② 民事訴訟法演習②	民事法総合研究②	
		刑事系	14	刑法Ⅰ④	刑事訴訟法Ⅰ②	刑法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅱ②	刑法演習② 刑事訴訟法演習②		
	実務基礎科目群		10				民事実務総合研究②	民事実務演習② 刑事実務総合研究② 刑事実務演習② 法曹倫理②	
	人間の尊厳科目群		2	法と人間の尊厳(総論)②					
	小計		72	16	16	16	14	10	
	選択科目	人間の尊厳科目群		2以上	選択② 別表参照(資料3③)				
展開・先端科目群		社会・人権領域	24以上	選択④ 別表参照(資料3③)					
		企業法務領域							
共通領域									
自由科目	実務基礎科目群			法情報調査②			模擬裁判① 法務エクスターンシップ②		紛争解決(ロイヤリング)②
合計		98	18	16	18	18	18	10	

※○数字は単位数

カリキュラム表（法学既修者コース）

科目群		単位数	1年		2年		
			春学期	秋学期	春学期	秋学期	
必修科目	法律基本科目群	公法系	8	憲法(憲法訴訟)② 行政法②	憲法演習② 行政法演習②		
		民事系	14	民法演習Ⅰ② 商法演習② 民事訴訟法Ⅱ② 民事法演習②	民法演習Ⅱ② 民事訴訟法演習②	民事法総合研究②	
		刑事系	8	刑法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅱ②	刑法演習② 刑事訴訟法演習②		
	実務基礎科目群	10		民事実務総合研究②	民事実務演習② 刑事実務総合研究② 刑事実務演習② 法曹倫理②		
	人間の尊厳科目群	2	法と人間の尊厳 (総論)②				
	小計	42	18	14	10		
選択科目	人間の尊厳科目群	2以上	選択② 別表参照(資料3③)				
	展開・先端科目群	社会・人権領域	24以上	選択④ 別表参照(資料3③)			
		企業法務領域					
共通領域							
自由科目	実務基礎科目群		法情報調査②	模擬裁判① 法務エクスター ンシップ②		紛争解決(ロイ ヤリング)②	
合計		68	18	18	20	12	

※○数字は単位数

カリキュラム一覧別表

(選択科目)

人間の尊厳科目群

	科目名	単位数
法と人間の尊厳	法と人間の尊厳 (比較法制の視点)	2
	法と人間の尊厳 (歴史の視点)	2
	法と人間の尊厳 (政治の視点)	2
	法と人間の尊厳 (哲学の視点)	2

展開・先端科目群

		科目名	単位数
社会・人権領域	社会問題分野	労働法 (個別紛争)	2
		労働法 (集団紛争)	2
		社会保障と法	2
		住居と法	2
		消費者法	2
	人権問題分野	国際人道法	2
		国際私法	2
		家庭・少年問題と法	2
		医療と法	2
			2

		科目名	単位数
企業法務領域	企業法務	企業法務	2
		税法	2
		倒産法務 (破産)	2
		倒産法務 (民事再生)	2
		不動産法務	2
		経済法	2
		国際取引法	2
		知的財産権法	2
		保険法	2
			2

	科目名	単位数
共通領域	外国法実務	2
	環境法	2
	情報法	2
	ジェンダーと法	2

履修モデル I

(標準修業コース：社会・人権領域を中心として履修する者)

科目群 単位数	1年		2年		3年	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
法律基本科目群 60	憲法(統治)② 憲法(人権)② 民法(契約法)④ 民法(物権法)② 刑法 I ④	民法(不法行為法)② 民法(担保法)② 民法(家族法)② 商法(会社法)④ 商法(商取引法)② 民事訴訟法 I ② 刑事訴訟法 I ②	憲法(憲法訴訟)② 行政法② 民法演習 I ② 商法演習② 民事訴訟法 II ② 民事法演習② 刑法 II ② 刑事訴訟法 II ②	憲法演習② 行政法演習② 民法演習 II ② 民事訴訟法演習② 刑法演習② 刑事訴訟法演習②	民事法総合研究②	
実務基礎科目群 10				民事実務総合研究②	民事実務演習② 刑事実務総合研究② 刑事実務演習② 法曹倫理②	
人間の尊厳科目群 4	法と人間の尊厳 (総論)② 法と人間の尊厳 (政治の視点) ②					
展開・先端科目群 24			労働法(個別紛争)②	消費者法② 家庭・少年問題と法②	国際人道法② 住居と法② 社会保障と法② 外国法実務②	労働法(集団紛争)② 医療と法② 国際私法② ジェンダーと法② 環境法②
98	18	16	18	18	18	10

※○数字は単位数

履修モデルⅡ

(法学既修者コース：社会・人権領域を中心として履修する者)

科目群 単位数	1年		2年	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
法律基本科目群 30	憲法(憲法訴訟)② 行政法② 民法演習Ⅰ② 商法演習② 民事訴訟法Ⅱ② 民事法演習② 刑法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅱ②	憲法演習② 行政法演習② 民法演習Ⅱ② 民事訴訟法演習② 刑法演習② 刑事訴訟法演習②	民事法総合研究②	
実務基礎科目群 10		民事実務総合研究②	民事実務演習② 刑事実務総合研究② 刑事実務演習② 法曹倫理②	
人間の尊厳科目群 4	法と人間の尊厳 (総論)②			法と人間の尊厳 (歴史の視点)②
展開・先端科目群 24		家庭・少年問題と法② ジェンダーと法②	労働法(個別紛争)② 国際人道法② 住居と法② 社会保障と法② 外国法実務②	労働法(集団紛争)② 消費者法② 医療と法② 国際私法② 環境法②
68	18	18	20	12

※○数字は単位数

履修モデルⅢ

(標準修業コース：企業法務領域を中心として履修する者)

科目群 単位数	1年		2年		3年	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
法律基本科目群 60	憲法(統治)② 憲法(人権)② 民法(契約法)④ 民法(物権法)② 刑法Ⅰ④	民法(不法行為法)② 民法(担保法)② 民法(家族法)② 商法(会社法)④ 商法(商取引法)② 民事訴訟法Ⅰ② 刑事訴訟法Ⅰ②	憲法(憲法訴訟)② 行政法② 民法演習Ⅰ② 商法演習② 民事訴訟法Ⅱ② 民事法演習② 刑法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅱ②	憲法演習② 行政法演習② 民法演習Ⅱ② 民事訴訟法演習② 刑法演習② 刑事訴訟法演習②	民事法総合研究②	
実務基礎科目群 10				民事実務総合研究②	民事実務演習② 刑事実務総合研究② 刑事実務演習② 法曹倫理②	
人間の尊厳科目群 4	法と人間の尊厳 (総論)② 法と人間の尊厳 (比較法制の視点)②					
展開・先端科目群 24			企業法務②	不動産法務② 保険法②	倒産法務(破産)② 知的財産権法② 経済法② 税法②	倒産法務(民事再生)② 消費者法② 情報法② 環境法② 国際取引法②
98	18	16	18	18	18	10

※○数字は単位数

履修モデルⅣ

(法学既修者コース：企業法務領域を中心として履修する者)

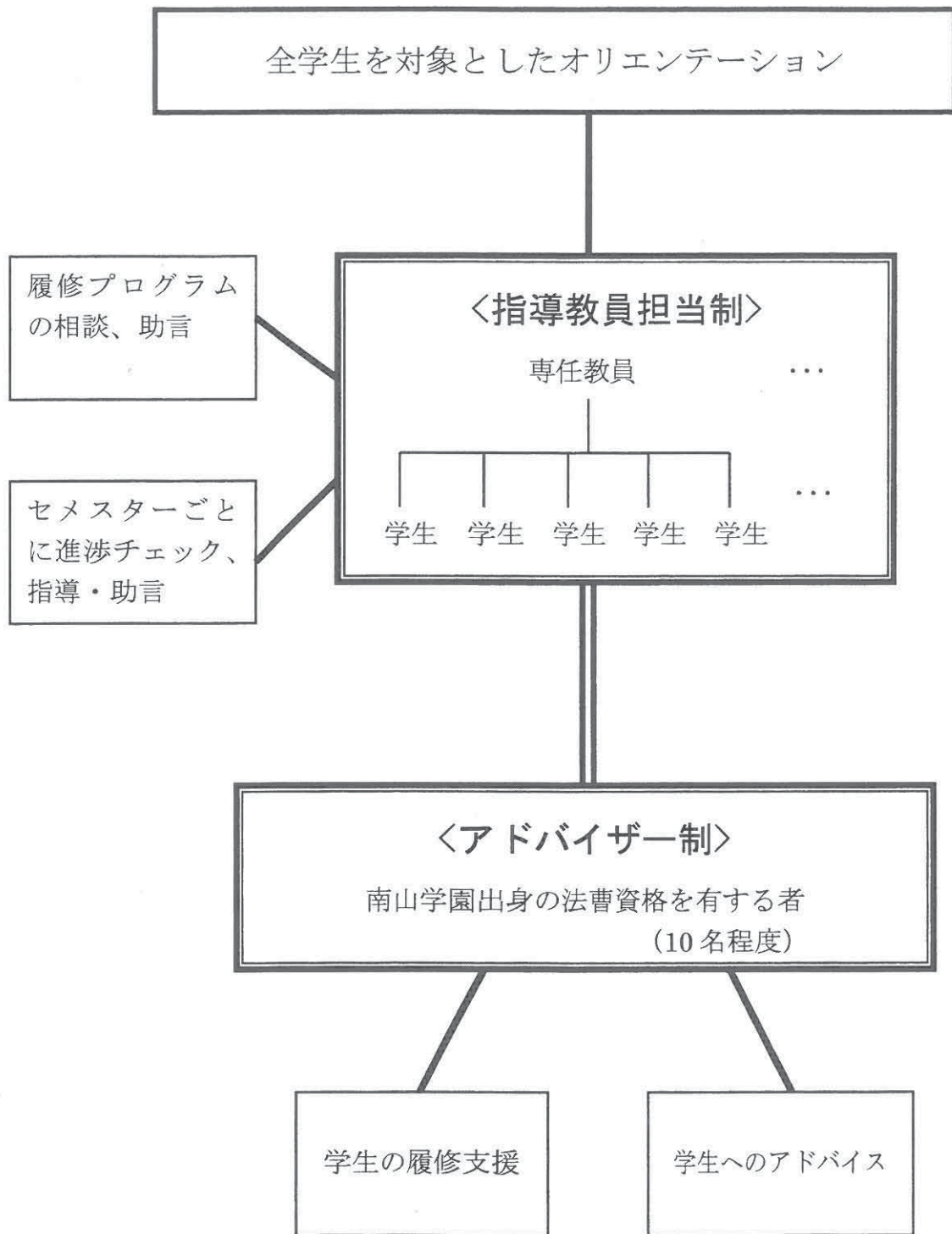
科目群 単位数	1年		2年	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
法律基本科目群 30	憲法(憲法訴訟)② 行政法② 民法演習Ⅰ② 商法演習② 民事訴訟法Ⅱ② 民事法演習② 刑法Ⅱ② 刑事訴訟法Ⅱ②	憲法演習② 行政法演習② 民法演習Ⅱ② 民事訴訟法演習② 刑法演習② 刑事訴訟法演習②	民事法総合研究②	
実務基礎科目群 10		民事実務総合研究②	民事実務演習② 刑事実務総合研究② 刑事実務演習② 法曹倫理②	
人間の尊厳科目群 4	法と人間の尊厳 (総論)②			法と人間の尊厳 (哲学の視点)②
展開・先端科目群 24		不動産法務② ジェンダーと法②	企業法務② 倒産法務(破産)② 知的財産権法② 税法② 経済法②	倒産法務(民事再生)② 保険法② 国際取引法② 消費者法② 情報法②
68	18	18	20	12

※○数字は単位数

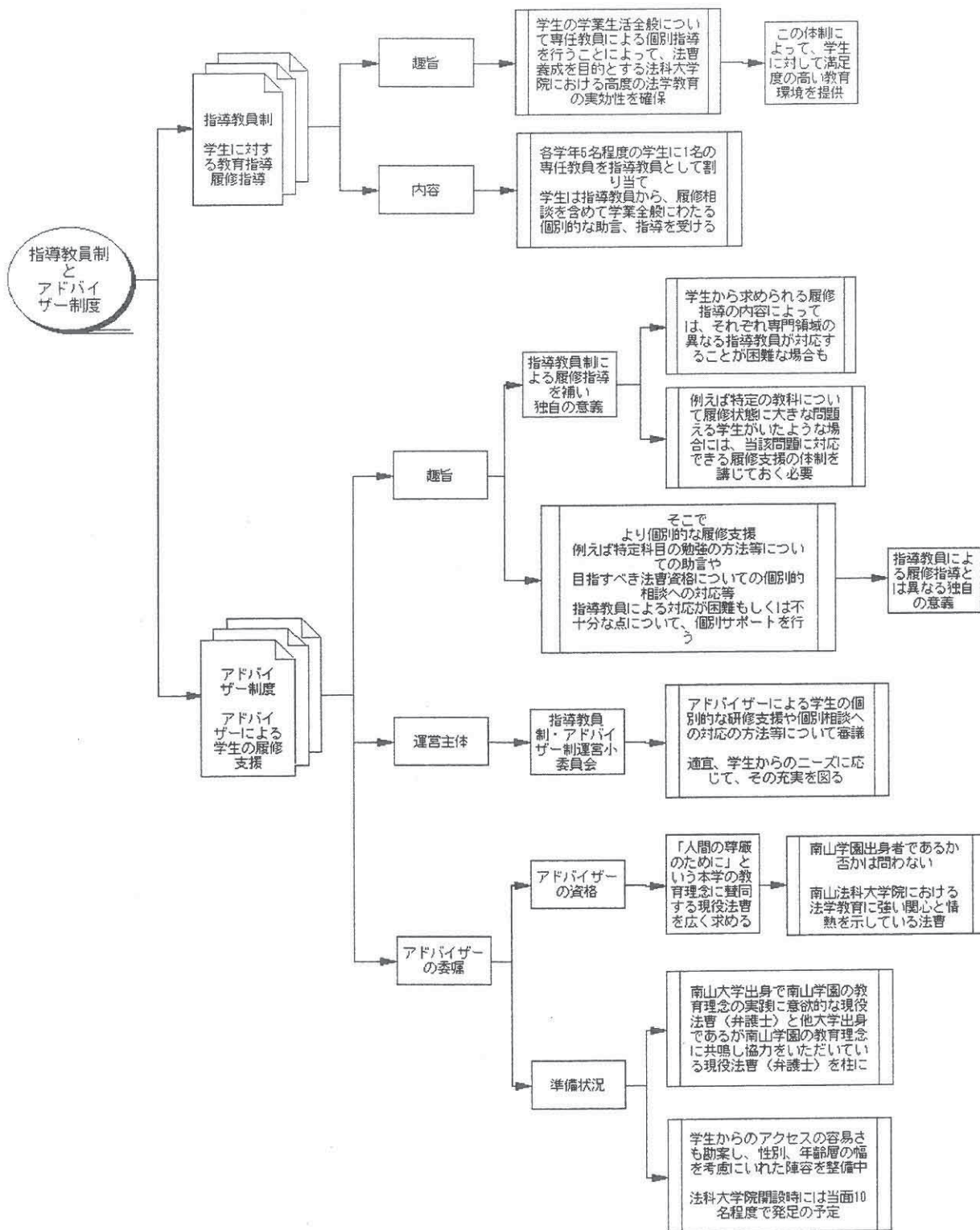
教員組織図



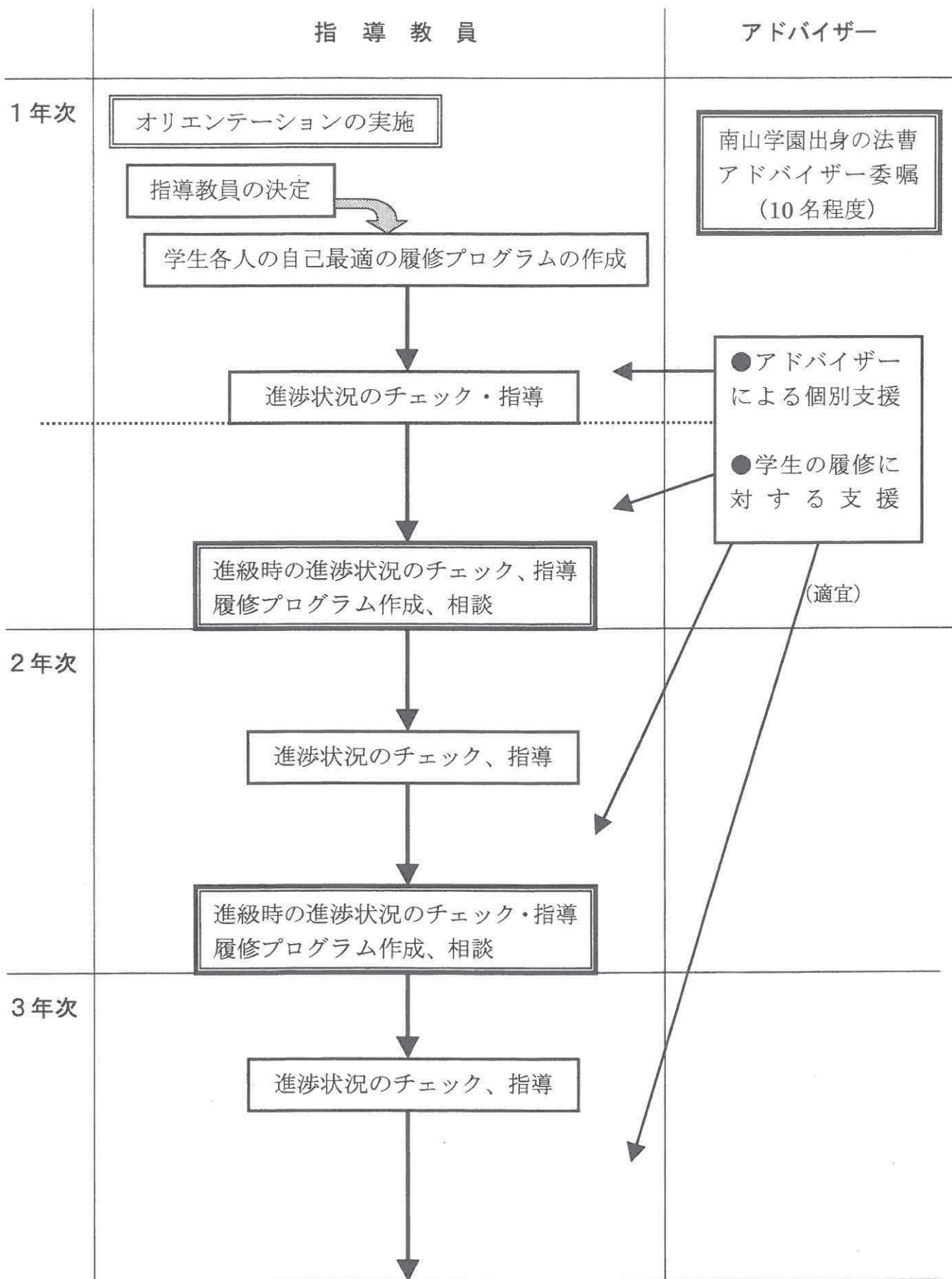
履修指導体制



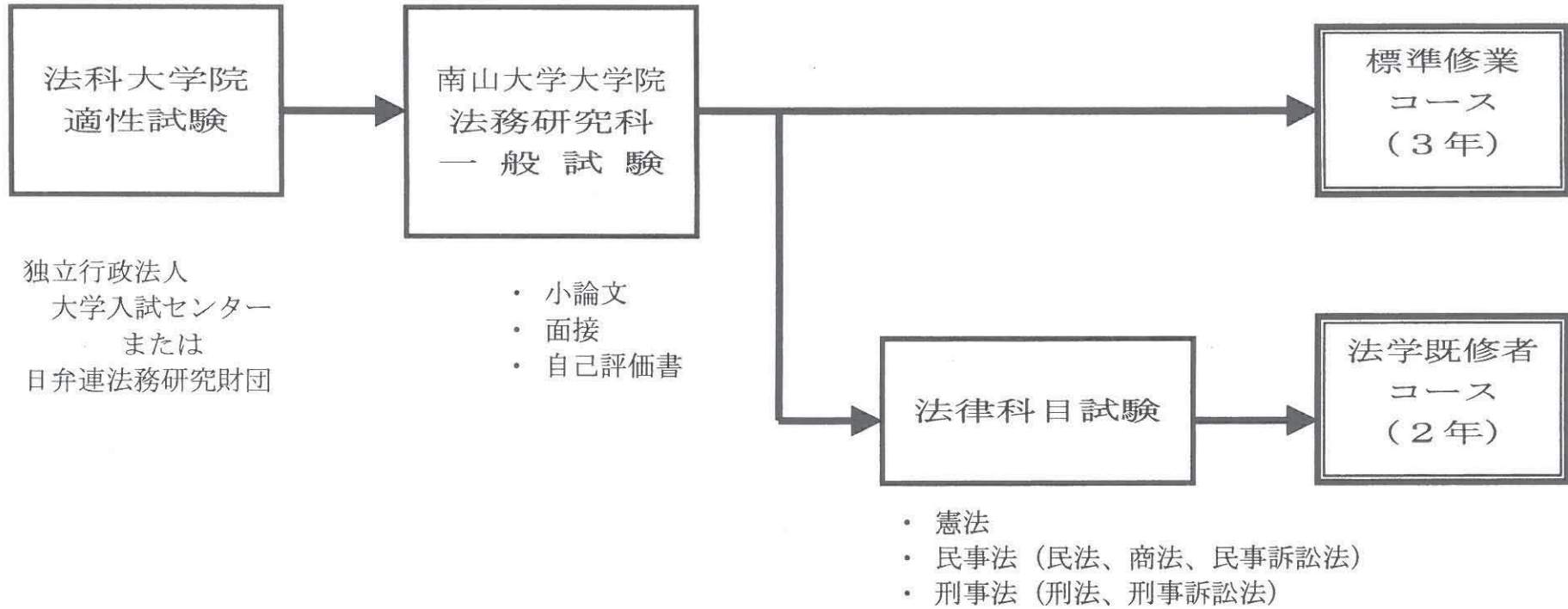
指導教員制とアドバイザー制



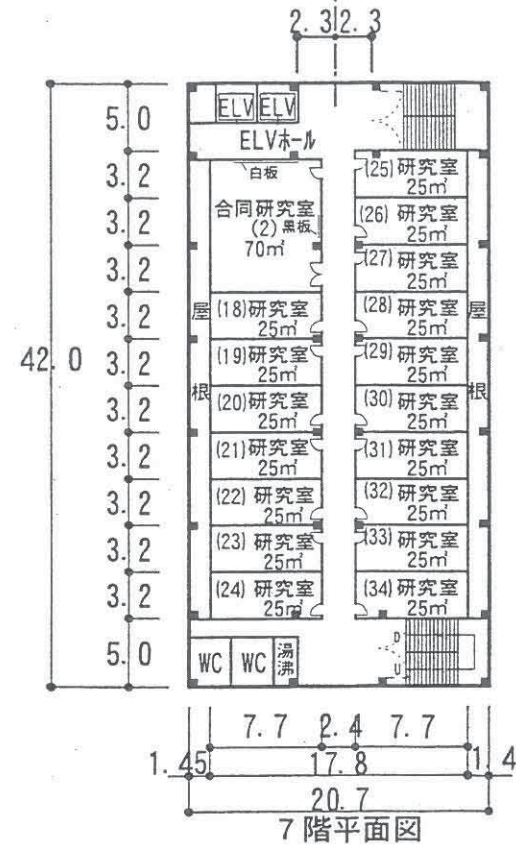
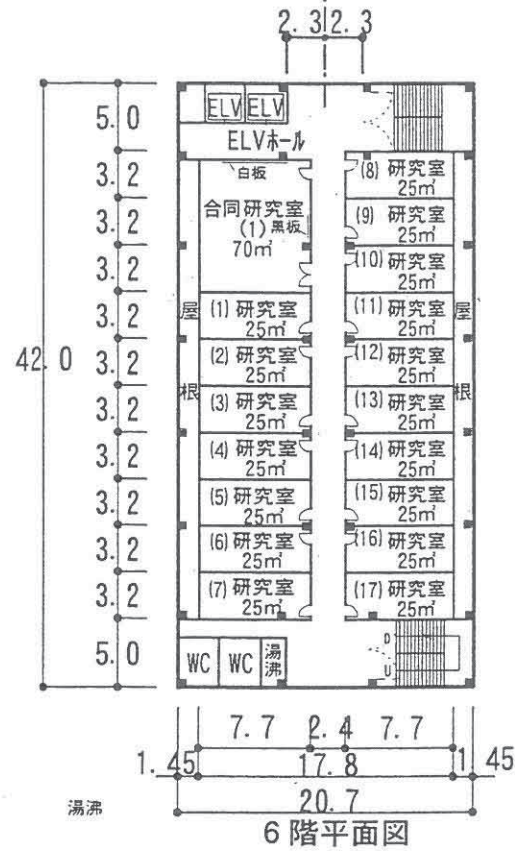
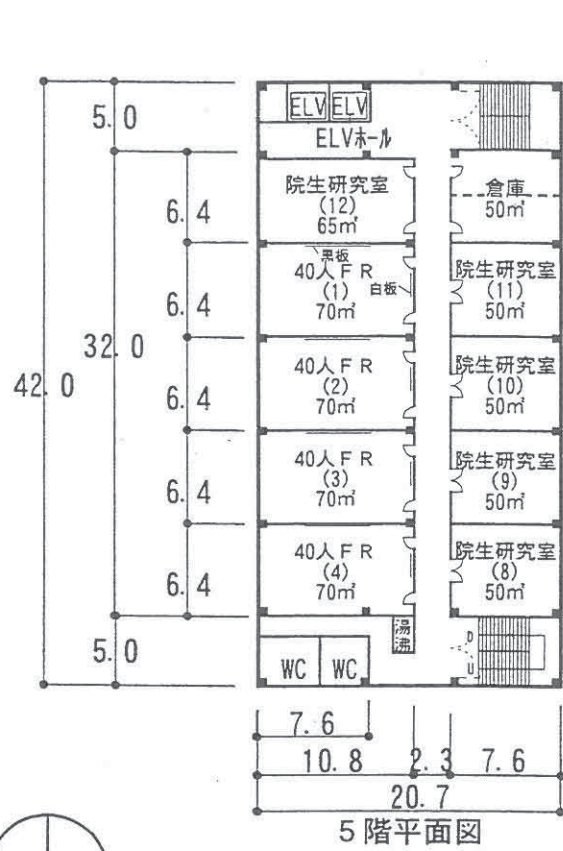
履修指導



入学者選抜方法



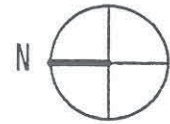
高層棟案 7F



7F					教員研究室
6F					教員研究室
5F	院生研究室	院生研究室	院生研究室	院生研究室	倉庫
4F	院生研究室	院生研究室	院生研究室	院生研究室	院生研究室
3F	倉庫	院生研究室	院生研究室		ラウンジ
2F	80人FRセミナー室		倉庫	40人会議室	
1F	講師控室	事務室		エントランスホール	

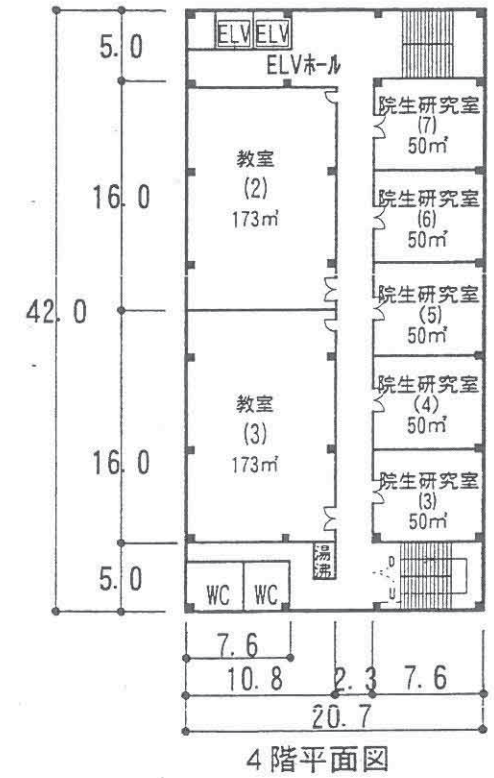
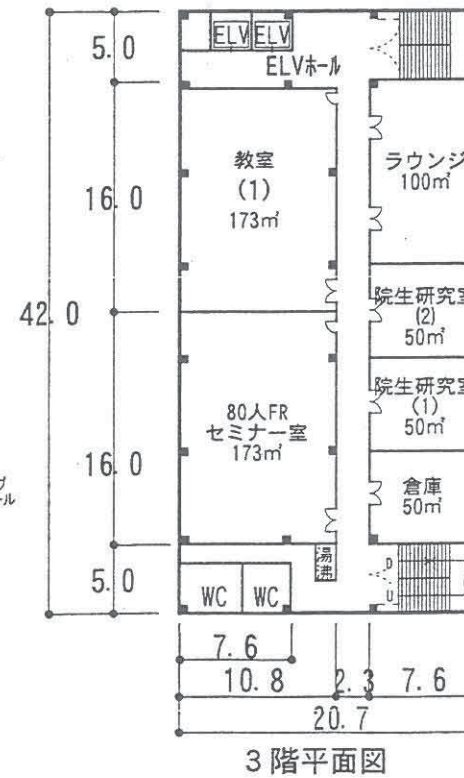
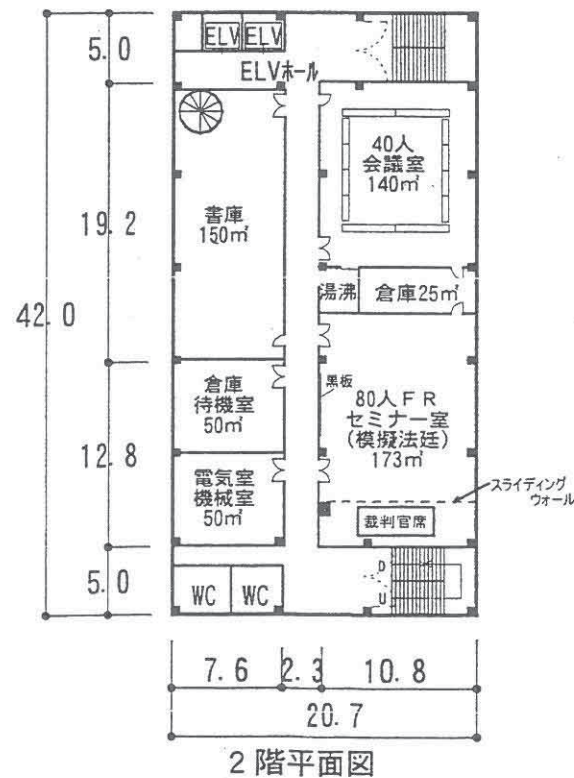
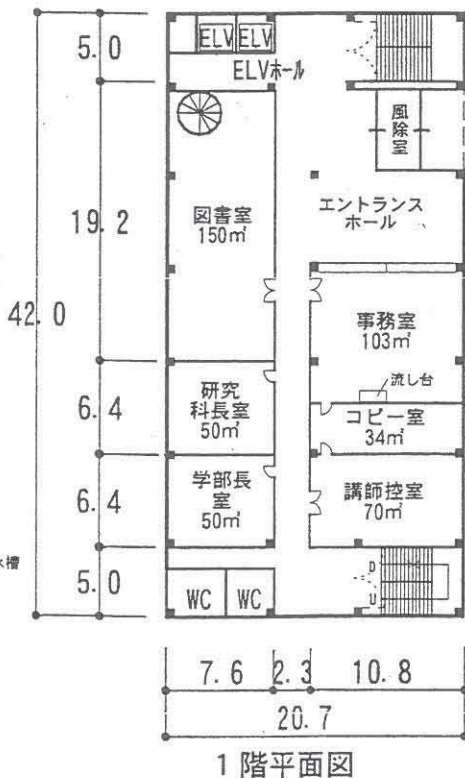
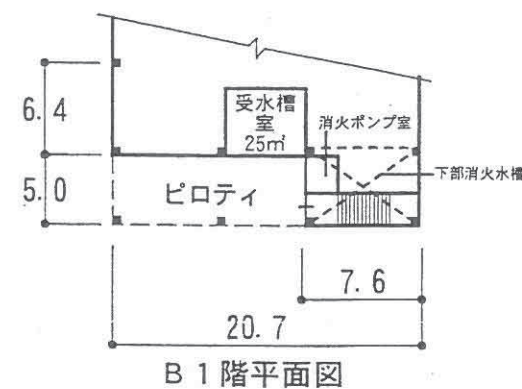
断面イメージ

面積表	(m²)	室名	面積	室数
PH		教室	173m²	3
7階	775	40人FR	70m²	4
6階	775	80人FR	173m²	2
5階	869	院生研究室	計615m²	12
4階	869	教員研究室	25m²	34
3階	869	40人会議室	140m²	1
2階	869	図書室	150m²	1
1階	851	倉庫	計125m²	3
B1階	53	研究科長室	50m²	1
合計	5930	学部長室	50m²	1
		合同研究室	70m²	2
		講師控室	50m²	1
		事務室	135m²	1
		書庫	150m²	1

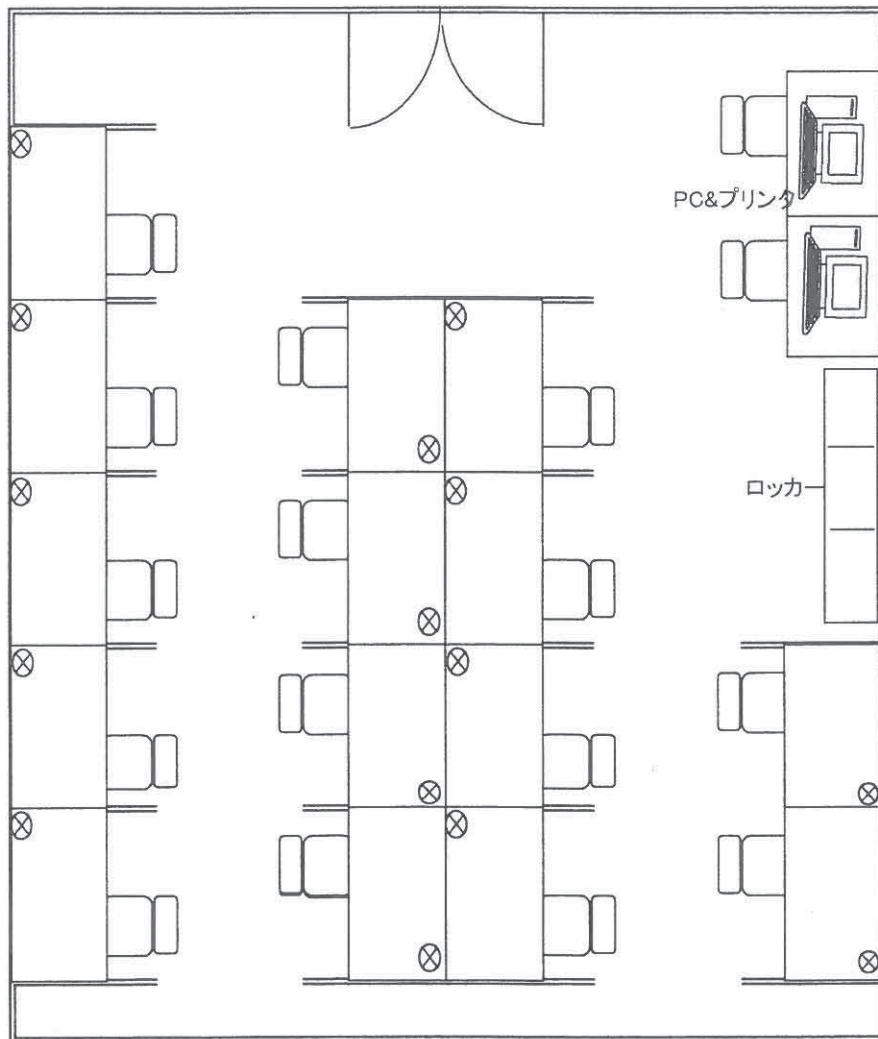


特長

- ・全階中廊下・両側居室として動線をコンパクトにしています。
- ・南の道路境界側に配置させることにより、北側の将来計画の自由度を高めています。

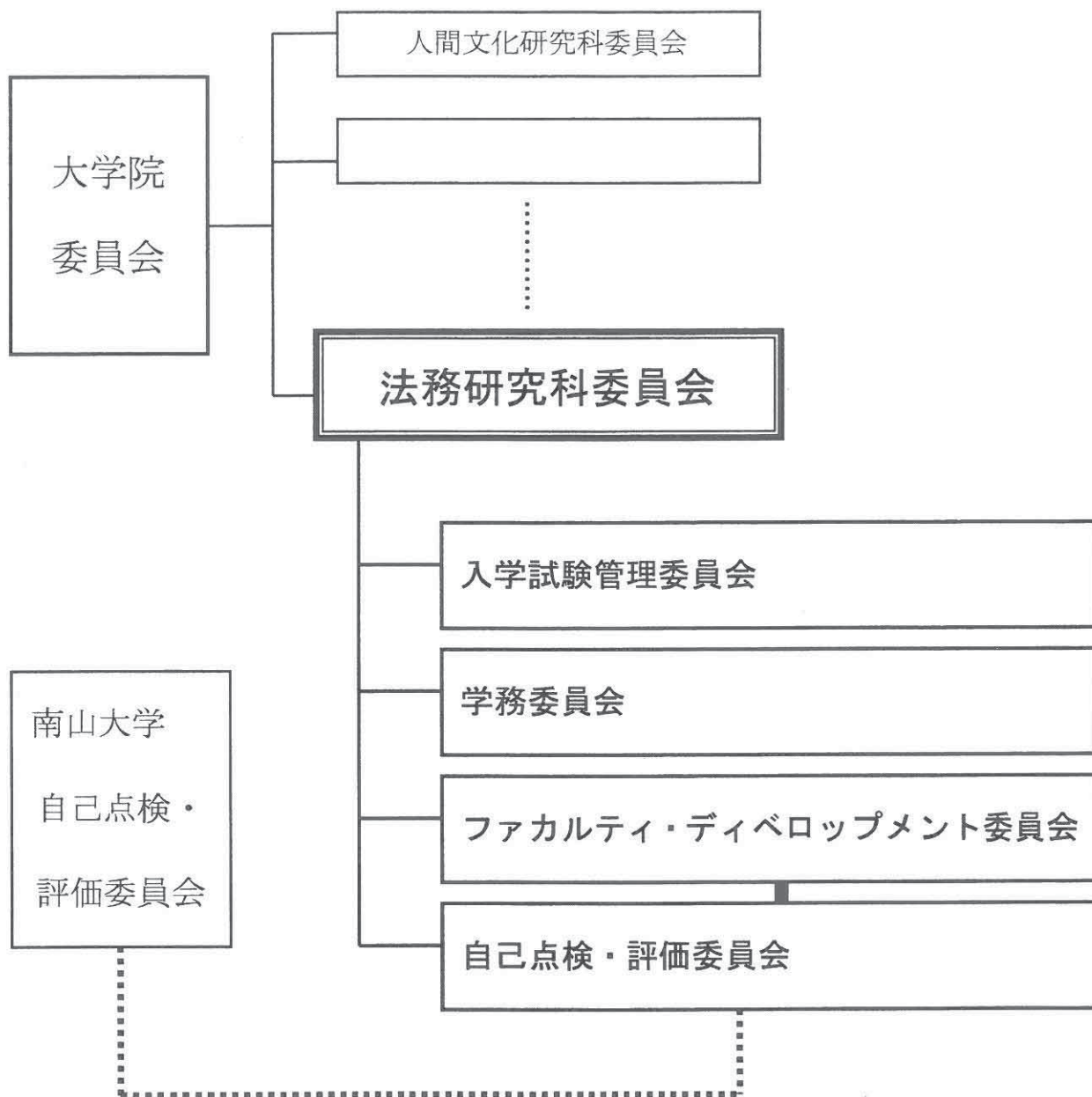


学生研究室の見取り図(法務研究科)



⊗ 情報コンセント
電源コンセント

委員会体制図



2002年12月11日

南山法科大学院設置にともなう「実務家教員」の扱いについて

I 実務家教員のカテゴリー

- ① 実務家専任教員
 - ・ 学部における専任教員と同義
 - ・ 「教授」等の名称については、設置基準による
 - ・ 実務家であることが採用の条件であるから、弁護士活動を許容するのが前提
- ② 実務家「みなし」専任教員
 - ・ 年間6単位以上の講義担当と関連会議への出席を条件として「専任」扱いを受ける
 - ・ 「教授」等の名称については、設置基準による
 - ・ 実務家であることが採用の条件であるから、弁護士活動を許容するのが前提
- ③ 実務家「嘱託」教員
 - ・ 学部および大学院における非常勤講師と同義
 - ・ 「教授」等の名称については、設置基準による
 - ・ 範囲は、法曹資格に限定せず、科目の性質に応じて公認会計士等も含む

II 実務家教員の任用手続

- ① 実務家専任教員（通常の専任教員の採用手続に準ずる）
 - ・ 法学部（法科大学院設置後は、法学部と法科大学院の合同会議体）において、実務経験を考慮したうえで業績審査を行い、内交渉候補者を決定する
 - ・ 大学将来構想委員会での内交渉承認後、内交渉を行う
 - ・ 大学評議会における資格審査を経て、理事会へ任用申請を行う
- ② 実務家「みなし」専任教員（通常の専任教員の採用手続を簡略化する）
 - ・ 法科大学院小委員会（法科大学院設置後は、法学部と法科大学院の合同会議体）において、実務経験および研究業績等にもとづいて業績・資格審査を行い、任用候補者を決定する
 - ・ 大学将来構想委員会の審議により任用を決定する
 - ・ 大学評議会への報告を経て、理事会に報告する
- ③ 実務家「嘱託」職員（非常勤講師の採用手続に準ずる）
 - ・ 法科大学院小委員会（法科大学院設置後は、法科大学院の会議体）において、実務経験および研究業績等にもとづいて審査を行い、設置科目の担当者として適切と判断される者の任用を決定する
 - ・ 「嘱託」教員として任用を決定した者について、大学将来構想委員会に報告する

Ⅲ 実務家教員の任用形態・条件等（基本姿勢）

① 実務家専任教員

- ・ 年俸制による特別任用とする
- ・ 任期を定めない任用とし、定年および再任用は通常通りとする
- ・ 通常の専任教授の義務負担である5コマを基準として、負担を定める
- ・ 法科大学院の入試業務および法科大学院に関わる委員などは担当する
- ・ 全学的な委員や学部の入試業務は免除する
- ・ 専任教員としての通常の格付けを基準として年俸総額を決定する
- ・ 年俸総額は、社会情勢に大きな変化がない限り、3年毎に見直す

② 実務家「みなし」専任教員

- ・ 年俸制による特別任用とする
- ・ 3年間の任期を定めた任用とするが、更新の限度を設けない
- ・ 法科大学院関連の会議体への出席と「みなし」の条件である年間6単位を下限として、負担を定める
- ・ 会議体への出席を除き、法科大学院関連の委員などは原則として免除する
- ・ 法科大学院の入試業務は免除しない
- ・ 専任教員としての通常の格付けを基準として、2分の1程度を年俸総額とする
- ・ 複数の「みなし」教員の年齢やキャリアに差がある場合は、年俸総額で調整するか、負担コマ数の増減で調整する
- ・ 年俸総額は、社会情勢に大きな変化がない限り、任期更新の際に見直す

③ 実務家「嘱託」教員

- ・ 担当科目毎の個別任用とする
- ・ 1年間の任期を定めた委嘱とし、更新の限度を設けず必要に応じて更新する
- ・ 実務家としての資質を考慮し、2単位当たり、通常の非常勤講師手当の2倍程度の手当とする
- ・ どのようなキャリアの者を実務家「嘱託」教員とするかは、個別に判断する
- ・ 手当については、必要に応じて見直す

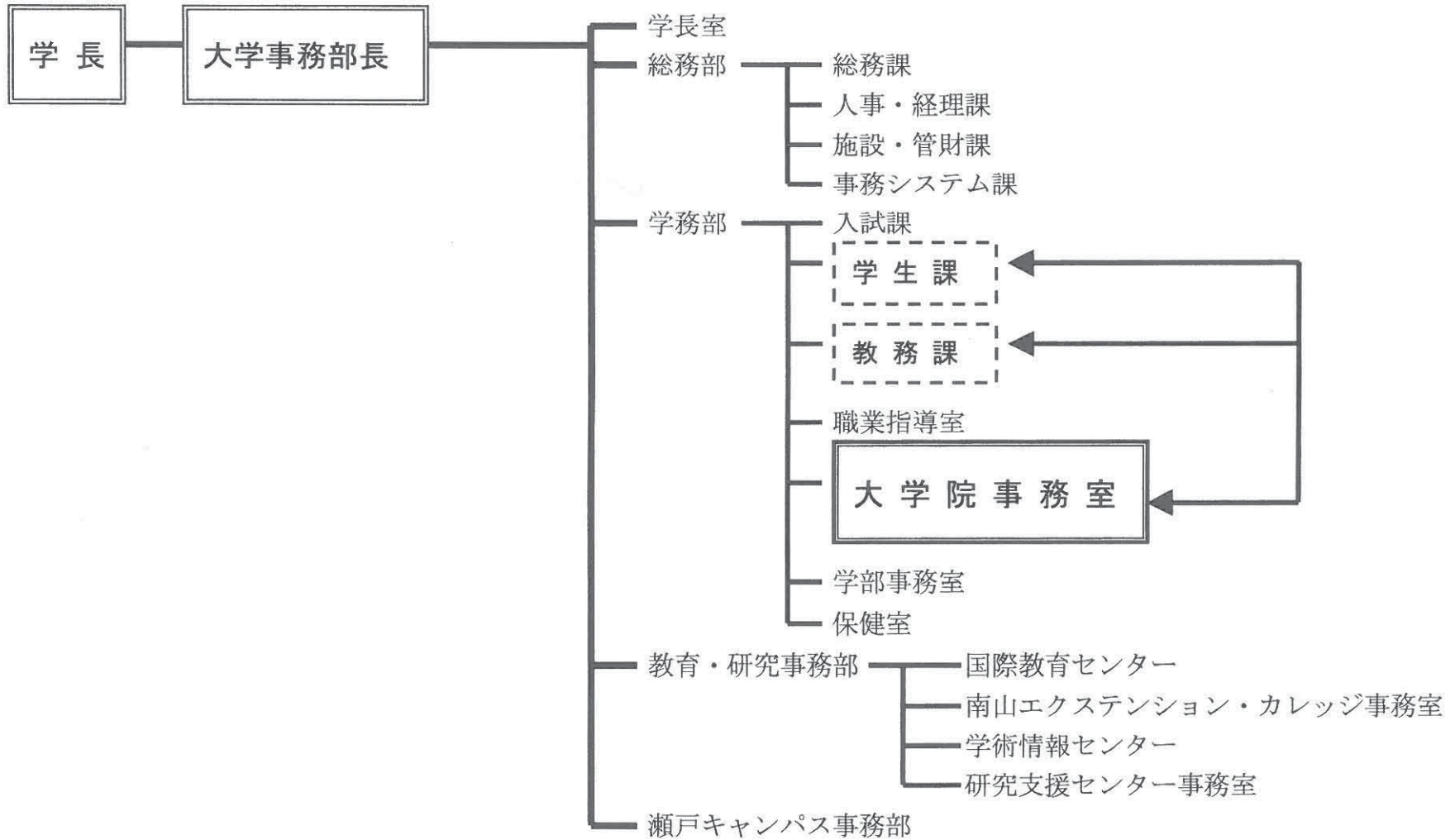
2002年9月10日 大学将来構想委員会で承認

2002年11月29日 大学院設置・学部改組準備委員会で確認

2002年12月11日 常務理事会で承認

2002年12月13日 学内理事会で決定

事務組織図



南山大学学位規程

(目的)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定にもとづき、南山大学において授与する学位の種類、論文審査その他学位に関し必要な事項について、本学学則・同大学院学則に定めるほかは、本規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士および法務博士とする。

② 学位を授与する者に、以下の専攻分野名を付記するものとする。

1 学士の学位に次の専攻分野名を付記する。

人文学部	人文学
外国語学部	外国研究
経済学部	経済学
経営学部	経営学
法学部	法学
総合政策学部	総合政策学
数理情報学部	数理情報学

2 修士の学位に次の専攻分野名を付記する。

経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学
人間文化研究科キリスト教思想専攻	キリスト教思想
人間文化研究科人類学専攻	人類学
人間文化研究科教育ファシリテーション専攻	教育ファシリテーション
人間文化研究科言語科学専攻	言語科学
国際地域文化研究科	地域研究
総合政策研究科	総合政策学
数理情報研究科	数理情報学

3 法務博士の学位は、法務博士（専門職）とする。

4 博士の学位に次の専攻分野名を付記する。

文学研究科	文	学
経済学研究科	経	済
経営学研究科	経	営
数理情報研究科	数	理
	情	報
	学	学

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学部学科所定の単位を修得し卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

② 本学大学院研究科（以下研究科という）の博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得すること。

③ 研究科において行なう修士論文の審査および最終試験に合格すること。

④ 前項の規定にかかわらず、その博士前期課程または修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(専門職学位課程の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位課程の学位は、本学大学院の法務研究科を修了した者に授与する。

② 本学大学院法務研究科に3年以上在学し、所定の単位を修得すること。

③ 研究科において行う最終試験に合格すること。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

② 博士の学位は、前項の規定にかかわらず次の要件をみたす者に授与することができる。

1 研究科において、前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されること。（以下、学力の確認という。）

2 研究科において行なう博士論文の審査および最終試験に合格すること。

(課程を修了する者の学位論文提出手続)

第6条 研究科の課程を修了する者の学位論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「学位論文等」という。）は、修士の場合には当該研究科委員会に、博士の場合には当該研究科委員会を経て学長に提出するものとする。ただし、学位論文等の提出に際しては、あらかじめ学位論文計画書または研究計画書を提出しなければならない。

なお、本学大学院研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者が、その後3年以上経過し博士論文を提出する場合には、学位審査手数料60,000円を添えなければならない。

② 博士の学位論文は、学位申請書、単位修得証明書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。

(博士課程を修了しない者の学位論文提出手続)

第7条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、学位審査手数料150,000円を添え、学位申請書、内容要旨を付した研究業績一覧表、住民票等本籍地の記載を証明できる書類（外国人の場合は国籍を証明できる書類）および履歴書とともに、その申請する博士の学位の種類に応じ、当該研究科委員会を経て学長に提出するものとする。

(学位論文)

第8条 学位論文等は、修士の場合は1篇1部を、博士の場合は1篇3部にその要旨を添えて提出するものとする。

② 学位論文等審査のため、必要があるときは提出論文の部数を増加し、参考資料または訳文、その他を提出させることがある。

(学位論文および学位審査手数料の返付)

第9条 受理した学位論文等および学位審査手数料は返付しない。

(学位論文の審査および最終試験)

第10条 学位論文等の審査および最終試験は、当該研究科委員会において学位審査委員会を設けて行なう。

② 学位審査委員会は、研究科委員会において選出された本学又は他の大学院、研究所等の教授3名以上の学位審査委員（内1名は主査）をもって組織する。

③ 研究科委員会において必要があると認めたときは、教授以外の者にも調査を委嘱することができる。

④ 最終試験は、論文等の審査が終わった後、筆記または口頭で行なう。

⑤ 修士試験は、学位論文等の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について、また博士試験は、学位論文の内容およびこれと関連する学識と研究能力について審査するものとする。

第10条の2 法務博士に係る最終試験は、当該研究科委員会において行う。

② 最終試験は、筆記または口頭で行う。

(学力の確認)

第11条 第5条第2項による学位論文の提出があったときは、学位審査委員会

は、博士論文の審査および最終試験と併せて学力を確認するための試験を行なうものとする。なお、本学大学院研究科の博士後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者がその後5年以上を経過し、博士論文を提出し審査を請求するとき、また同じとする。

② 学力を確認するための試験は、筆記および口頭で行ない、外国語については2種類を課する。ただし、当該研究科委員会が学歴、業績等により学力の確認を行ない得ると認めるときは、試験の全部または一部を免除することができる。

(審査の期間)

第12条 修士の学位論文等の審査および最終試験ならびに法務博士の最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

② 博士の学位論文の審査、最終試験および学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を6カ月を超えない範囲で延長することができる。

(学位授与の判定)

第13条 学士の学位授与の判定は、各学部教授会および大学評議会の議を経て、これを行なう。

第14条 修士および博士の学位授与の判定は、次のとおりとする。

1 学位審査委員会は、学位論文等の審査、最終試験および学力の確認が終了したときは、論文内容の要旨ならびにその審査、最終試験および学力の確認の結果の各要旨に、学位授与に値するか否かの意見書を添え、研究科委員会に報告しなければならない。ただし、修士の学位については、意見書のみとすることができる。

2 研究科委員会は、前号の報告にもとづいて学位を授与すべきか否かを審議決定する。

3 学位授与を行なうには、当該研究科委員会委員全員（海外旅行中または休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を必要とする。

4 研究科委員会は、学位の授与を決定したときは、本条第1号に掲げる書類（意見書を除く。）に研究科委員会の決定書を添え、学長に報告しなければならない。ただし、修士の学位については、決定書のみとすることができる。

- 5 不合格者については、その旨ならびにその氏名のみを学長に報告するものとする。

第14条の2 法務博士の学位授与の判定は、次のとおりとする。

- 1 学位審査委員会は、最終試験が終了したときは、その結果とともに学位授与に値するか否かの意見書を添え、研究科委員会に報告しなければならない。
- 2 研究科委員会は、前号の報告にもとづいて学位を授与すべきか否かを審議決定する。
- 3 学位授与を行うには、当該研究科委員会委員全員（海外旅行中または休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 研究科委員会は、学位の授与を決定したときは、本条第1号に掲げる書類（意見書を除く。）に研究科委員会の決定書を添え、学長に報告しなければならない。
- 5 不合格者については、その旨ならびにその氏名のみを学長に報告するものとする。

（学位授与および学位簿の登録）

第15条 学長は、前条の報告にもとづき、学位を授与すべき者については、学位記を交付して学位を授与し、学位簿に登録する。また学位を授与できないものには、その旨を通知する。

② 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いる場合には、本学名を付記するものとする。

③ 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、所定様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位論文の公表）

第16条 博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から3カ月以内に論文内容の要旨および審査の結果の要旨を公表する。

② 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、すでに印刷公表したものは、この限りでない。

③ 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、

その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

④ 学位授与後に公表する場合は、南山大学審査学位論文と明記することを要する。

(学位論文の保管)

第17条 学位論文1部は、本学附属図書館に保管する。

(学位授与の取消)

第18条 博士の学位を授与された者で、次に掲げる事実があったときは、学長は、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経てすでに授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

1 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。

2 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

② 研究科委員会および大学院委員会が前項の決定をなす場合には、それぞれ全委員（海外旅行中または休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第19条 学位記、学位簿その他の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和42年10月31日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和51年12月19日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和53年12月19日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和58年1月14日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、別表様式第6（法学研究科用）については、平成8年度入学生から適用し、平成7年度までの入学生については、従前どおりとする。

附 則

1 この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

2 第4条第4項、第6条第1項、第8条、第9条、第10条第1項、第4項、第5項、第12条第1項及び第14条第1項第1号については、平成9年度入学生から適用し、平成8年度までの入学生については、従前どおりとする。

附 則

この規程の改正は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度までの入学生については、従前どおりとする。

附 則

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度までの入学生については、従前のとおりとする。

南山大学大学院学則

(法務研究科関係抜粋)

第1章 総 則

(省略)

第2条 本学大学院に博士課程、修士課程および専門職学位課程を置く。

② 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

③ 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

④ 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。このうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

(省略)

第3条の3 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

第4条 本学大学院に、次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

② 各研究科ごとの修士課程、博士課程および専門職学位課程の別は、次の表右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	研究科の修士課程・博士課程・ 専門職学位課程の別
文学研究科	神 学 専 攻	博 士 課 程
	文化人類学専攻	

	英 文 学 専 攻	
	仏 文 学 専 攻	
	独 文 学 専 攻	
経済学研究科	経 済 学 専 攻	博 士 課 程
経営学研究科	経 営 学 専 攻	博 士 課 程
人間文化研究科	キリスト教思想専攻	修 士 課 程
	人 類 学 専 攻	
	教育ファシリテーション専攻	
	言 語 科 学 専 攻	
国際地域文化研究科	国 際 地 域 文 化 専 攻	修 士 課 程
総合政策研究科	総 合 政 策 専 攻	修 士 課 程
数理情報研究科	数 理 情 報 専 攻	博 士 専 攻
法務研究科	法 務 専 攻	専 門 職 学 位 課 程

第5条 各研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士課程				専門職学位課程		合計
				前期		後期				
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
文学研究科	神学専攻					2	6			6
	文化人類学専攻					2	6			6
	英文学専攻					2	6			6
	仏文学専攻					2	6			6
	独文学専攻					2	6			6
	計					10	30			30
経済学研究科	経済学専攻			15	30	5	15			45
経営学研究科	経営学専攻			15	30	5	15			45
人間文化研究科	キリスト教思想専攻	8	16							16
	人類学専攻	8	16							16
	教育ファシリテーション専攻	10	20							20
	言語科学専攻	12	24							24
	計	38	76							76

国際地域文化研究科	国際地域文化専攻	20	40							40
総合政策研究科	総合政策専攻	30	60							60
数理情報研究科	数理情報専攻			80	160	10	30			190
法務研究科	法務専攻							50	150	150
合 計		88	170	110	220	30	90	50	150	636

第6条 (削 除)

第2章 教員組織

第7条 本学大学院の授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）は、本大学教授がこれを担当する。ただし必要ある場合には、教授相当の学力を有する助教授または講師をもって充当することができる。

第8条 本学大学院に大学院委員会を、各研究科に研究科委員会を置く。

第9条 大学院委員会は次の事項を審議する。

- 1 各研究科間の連絡調整に関する事項
- 2 大学院学則および諸規程の制定改廃に関する事項
- 3 研究科または専攻の設置および廃止に関する事項
- 4 その他大学院に関する重要事項

第10条 大学院委員会は学長、副学長、各研究科長、各専攻主任および各研究科委員会から選出された教授1名をもって組織する。

② 選出による委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第11条 大学院委員会は学長が招集し、その議長となる。

第12条 大学院委員会は委員総数の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

② 大学院委員会の議事は別に定めるもののほかは出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第13条 研究科には研究科長を置く。

第14条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- 1 教授、助教授および講師の授業科目担当に関する事項
- 2 教育課程に関する事項
- 3 学生の入学、休学、退学等に関する事項
- 4 成績評価および学位試験に関する事項
- 5 学生の賞罰に関する事項
- 6 その他当該研究科の教育および研究ならびに運営に関する事項

第15条 研究科委員会は当該研究科の授業科目を担当する教授のうち、研究科長の推薦により、学長の任命した委員をもって組織する。ただし、同様の手続により助教授を加えることができる。

第16条 各研究科の専攻別に主任を置く。各専攻主任は、その専攻に属する授業科目を担当する専任教授の互選により任命され、専攻に関する事務を処理する。

② 主任の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第17条 研究科委員会の議事手続は各研究科委員会が定める。

第3章 学年・学期・休業日

第18条 本学大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条の2 1年間の授業を行う期間は、原則として、定期試験等の期間を含め35週にわたることとする。

第19条 学年は次の2学期に分ける。

春学期 4月1日より9月15日まで

秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

(省略)

第4章 教育課程

(省略)

第8節 法務研究科

第56条 法務研究科法務専攻における授業科目ならびにその単位数は別表第8のとおりとする。

第57条 法務研究科法務専攻における履修方法は次のとおりとする。

- 1 必要修得単位数は98単位とする。ただし、法学既修者については、68単位とする。
- 2 法律基本科目27科目60単位を必修とする。ただし、法学既修者は別表第8の1に定める科目以外の15科目30単位を必修とする。
- 3 実務基礎科目は10単位以上を履修しなければならない。そのうち、民事実務総合研究、民事実務演習、刑事実務総合研究、刑事実務演習、法曹倫理は必修とする。

- 4 人間の尊厳科目は、法と人間の尊厳（総論）2単位を必修とし、他の4科目のうち1科目2単位を必修選択とする。
- 5 展開・先端科目は24単位以上を履修しなければならない。

（省略）

第10節 他大学の大学院における取得単位の認定

第61条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

② 本学大学院は学生が前項の規定により授業科目について取得した単位を10単位を超えない範囲で本学大学院において取得したものとみなすことができる。

③ 第2項に関する規程は、別に定める。

第11節 入学前の大学院における修得単位の認定

第62条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位を当該研究科において修得したものとみなすことができる。

② 他の大学院における修得単位および入学前の大学院における修得単位は、合わせて10単位を超えないものとする。

③ 前項に関する規程は、法務研究科については、10単位を30単位と読み替えることとする。

第12節 法務研究科における法学既修者に係る単位認定

第63条 法学既修者（法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者）については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなす。

② 前項の修得したものとみなす科目は、別表第8の1に定める。

③ 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、入学前の既修得単位および他の大学院の授業科目について本学法務研究科において履修したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

第5章 課程の修了

第64条 本学大学院における最長在学年限は、次のとおりとする。

- 1 博士前期課程または修士課程においては4年とする。ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て更に1年延長することができる。
- 2 博士後期課程においては、6年とする。
- 3 法科大学院においては、6年とする。

(省略)

第68条 専門職学位課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、最終試験に合格することとする。

第69条 法務研究科の法学既修者については、30単位を超えない範囲の単位を修得したとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができる。

② 法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、入学前の既修得単位について認定された者について短縮する期間と合わせて、1年を超えないものとする。

第6章 学位およびその授与

(省略)

第81条 法務博士の学位は、第68条および第69条に定める課程を修了した者に、南山大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

第82条 学位に関する必要事項は、本学則による外は、南山大学学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、休学、退学、留学、転入学、再入学

第83条 本学大学院の博士前期課程、修士課程ならびに専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- 2 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 3 学校教育法施行規則第70条第1項第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した者
- 4 本学大学院の各研究科委員会において学校教育法第52条に定める大

学を卒業した者と同等以上の学力ありと認められた者

(省略)

第85条 本学大学院の入学時期は、学期の始めとする。

第86条 本学大学院に入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添え、次の書類を提出の上、各研究科の定めるところの選考試験を受けなければならない。

- 1 本学大学院所定の用紙による入学願書
- 2 最終出身学校長の卒業または卒業見込証明書および成績証明書
- 3 最近撮影の本人の写真

(省略)

第88条 選考試験に合格した者は、別表第9に定める入学金、授業料その他の納入金を添え、本学大学院所定の用紙による誓約書および戸籍記載事項証明書（外国人の場合は外国人登録済証明書）を指定された期日までに提出しなければならない。

② 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第89条 病気その他の事由によって休学または退学しようとする者は、保証人連署の上学長に願い出るものとする。

- ② 休学期間は、在学年数に算入しない。
- ③ 休学期間中は授業料および施設設備費の全額を免除する。
- ④ 休学期間中は在籍料を納めなければならない。

(省略)

第8章 学生納入金

第98条 学生は、別表第9に定める授業料その他の納入金を、所定の期日に納めなければならない。

- ② 授業料、その他の納入金の納入に関する事項については、別に定める。
- ③ 授業料、その他の納入金の分納または減免については、願い出によりこれを許可することがある。

第99条 授業料、その他の納入金を納期を過ぎて完納しない時は、退学を命

ずることができる。

(省略)

附 則

この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度までの入学生については、従前のおりとする。

別 表 第 8 法務研究科法務専攻における授業科目ならびにその単位数（第56条関係）

[法律基本科目]

憲	法（統 治）	(2単位)
憲	法（人 権）	(2単位)
憲	法（憲法訴訟）	(2単位)
行 政	法	(2単位)
憲 法 演 習		(2単位)
行 政 法 演 習		(2単位)
民	法（契 約 法）	(4単位)
民	法（物 権 法）	(2単位)
民	法（担 保 法）	(2単位)
民	法（不法行為法）	(2単位)
民	法（家 族 法）	(2単位)
商	法（会 社 法）	(4単位)
商	法（商取引法）	(2単位)
民 事 訴 訟 法 I		(2単位)
民 事 訴 訟 法 II		(2単位)
民 法 演 習 I		(2単位)
民 法 演 習 II		(2単位)
商 法 演 習		(2単位)
民 事 訴 訟 法 演 習		(2単位)
民 事 法 総 合 研 究		(2単位)
民 事 法 演 習		(2単位)
刑 法 I		(4単位)
刑 法 II		(2単位)

刑 事 訴 訟 法 I	(2単位)
刑 事 訴 訟 法 II	(2単位)
刑 法 演 習	(2単位)
刑 事 訴 訟 法 演 習	(2単位)

[実務基礎科目]

法 情 報 調 査	(2単位)
民 事 実 務 総 合 研 究	(2単位)
民 事 実 務 演 習	(2単位)
刑 事 実 務 総 合 研 究	(2単位)
刑 事 実 務 演 習	(2単位)
法 曹 倫 理	(2単位)
紛 争 解 決 (ロイヤリング)	(2単位)
法務エクスターンシップ	(2単位)
模 擬 裁 判	(1単位)

[人間の尊厳科目]

法 と 人 間 の 尊 厳 (総 論)	(2単位)
法 と 人 間 の 尊 厳 (比較法制の視点)	(2単位)
法 と 人 間 の 尊 厳 (歴史の視点)	(2単位)
法 と 人 間 の 尊 厳 (政治の視点)	(2単位)
法 と 人 間 の 尊 厳 (哲学の視点)	(2単位)

[展開・先端科目]

労 働 法 (個 別 紛 争)	(2単位)
労 働 法 (集 団 紛 争)	(2単位)
社 会 保 障 と 法	(2単位)
住 居 と 法	(2単位)
消 費 者 法	(2単位)
国 際 人 道 法	(2単位)
国 際 私 法	(2単位)
家 庭 ・ 少 年 問 題 と 法	(2単位)
医 療 と 法	(2単位)
企 業 法 務	(2単位)
税 法	(2単位)
倒 産 法 務 (破 産)	(2単位)

倒産法務（民事再生）	(2単位)
不動産法務	(2単位)
経済法	(2単位)
国際取引法	(2単位)
知的財産権法	(2単位)
保険法	(2単位)
外国法実務	(2単位)
環境法	(2単位)
情報法	(2単位)
ジェンダーと法	(2単位)

別表第8の1 法務研究科における法学既修者の単位認定科目（第57条第2号関係）

憲法（統治）	(2単位)
憲法（人権）	(2単位)
民法（契約法）	(4単位)
民法（物権法）	(2単位)
民法（担保法）	(2単位)
民法（不法行為法）	(2単位)
民法（家族法）	(2単位)
商法（会社法）	(4単位)
商法（商取引法）	(2単位)
民事訴訟法 I	(2単位)
刑法 I	(4単位)
刑事訴訟法 I	(2単位)

別 表 第 9 入学金、授業料その他の納入金（第67条関係）

対象年度 入学者	区分	納入金種別	文 学 研 究 科 外 国 語 学 研 究 科 経 済 学 研 究 科 経 営 学 研 究 科 法 学 研 究 科 (年額) 円			
			人間文化研究科 国際地域文化研究科 経済学研究科 経営学研究科 (年額) 円	総合政策研究科 (年額) 円	数理情報研究科 (年額) 円	法務研究科 (年額) 円
平成9年度から 平成15年度まで	一 般	授 業 料 施 設 設 備 費	574,000 100,000			
平成16年度	一 般	入 学 金	300,000	300,000	300,000	300,000
		授 業 料	574,000	624,000	674,000	1,650,000
		施 設 設 備 費	105,000	105,000	105,000	105,000
	社 会 人	入 学 金		300,000	300,000	
		授 業 料 施 設 設 備 費		654,000 105,000	734,000 105,000	
科 目 等 履 修 生	登 録 料	10,000*1	10,000*1	10,000*1		
	履 修 料 検 定 料	57,400*2 5,000*1	62,400*2 5,000*1	67,400*2 5,000*1		
研 修 生	研 修 料	57,400	62,400	67,400		
	検 定 料	5,000	5,000	5,000		
<p>1. 入学検定料は30,000円。ただし、経営学研究科経営学専攻外国人留学生（国外在住者用）入学審査12,000円とする。</p> <p>2. 経済事情の変動により上記の入学金、授業料その他の納入金は変更することがある。</p>						

*1 登録料および検定料は学期の徴収額。ただし、通年科目は年額とする。なお、通年科目および集中講義科目については、学期開講科目と同時に受講手続をする場合は、検定料および登録料を重ねて徴収しない。

*2 1科目4単位につき

法務エクスターンシップ実施方法

